

「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン（案）及び廃棄等費用積立ガイドライン
の改正案」に関する意見公募の実施結果について

令和6年2月20日
経済産業省・資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」の制定及び「廃棄等費用積立ガイドライン」の改正に向け、以下のとおり、パブリックコメントを実施いたしました。御意見の概要及び御意見に対する考え方は別紙のとおりです。ありがとうございました。

1. 実施期間等

(1) 意見募集期間

令和5年12月22日（金）～令和6年1月21日（日）

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」、郵送及び電子メール

2. 提出意見数

68件

※意見提出者の数を示しておりますが、同一事業者から複数の意見が提出された場合は「1件」とカウントしているため、別紙の意見数と数字は一致しません。

3. 提出意見及び提出意見に対する考え方等

別紙のとおり

説明会及び事前周知措置実施ガイドライン(案)及び廃棄等費用積立ガイドラインの改正案に関する意見公募の実施結果について(別紙)

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1. 説明会及び事前周知措置実施ガイドライン(案)についての御意見		
(1)本ガイドラインの位置付け及び説明会等の趣旨に関する御意見【第1章関係】		
1	説明会は過剰な規律である。これまでに設置した多くの太陽光発電設備は、問題なく稼働している。太陽光発電設備以外の一般的な施設開発の際には、説明会は実施されていない。説明会を実施すべき太陽光発電は、傾斜面設置・隣接地・営農地などだけであり、それ以外は原則不要とすべき。2050年カーボンニュートラル実現、再エネ導入拡大、国内再エネ産業育成などの方向性にも反している。本措置を議論した関係審議会の委員構成も不適切であり、多方面の意見が聴取されていない。	
2	環境アセスメント手続や関係法令の許認可手続に長期の期間を要する中で、事業準備期間中に計画変更が生じることは珍しくない。その中で、説明会等の実施を義務化すると、さらに開発のリードタイムを長期化させる。再エネ早期導入拡大にとってバランスの取れたものであるか、再検討いただきたい。また、環境アセスメント手続等において、既に類似の説明会に関する手続が存在しており、任意的に説明会を開催している例もあるところ、今般の新たな規制により、複数回の説明会が必要となるなど、多大な追加負担が発生する。	説明会等のFIT/FIP認定要件化の趣旨・目的は、再エネ発電事業の実施に当たり、事業者が周辺地域の住民への適切な情報提供を行い、再エネ発電事業の実施により生じ得る周辺地域への影響に関する地域の懸念に対応することで、再エネ発電事業に対する理解を促進し、その信頼を醸成して、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を図るところにあります。 FIT制度導入以降、再生可能エネルギーの導入量は増加した一方で、多様な事業規模の事業者等が新規参入する中で、前述の地域の懸念が顕在化していることから、こうした懸念の解消に向けて、説明会等の実施をFIT/FIP認定要件とした上で、本ガイドラインを制定するものです。
3	本ガイドラインの内容を踏まえて、再エネ発電設備の設置に反対する者が、不当に説明会の実施を要求することなどが懸念される。近隣住民の好き嫌いにより、再エネ発電事業の実施の可否が決まるのは、公平性に欠ける。地域の懸念を過度に心配し過ぎたものとなっている。	今般の措置を含め、今後の再エネ特措法の運用・執行に当たっては、引き続き、関係者の事務負担の効率化に努めてまいります。 本ガイドラインにおいては、事業の予見性を確保するために、FIT/FIP認定要件として求める説明会等の詳細を明確に規定しているところですが、例えば、①「周辺地域の住民」の範囲に関して市町村への事前相談を求めることを定めており、また、②説明項目としての「事業の影響と予防措置」について、電源種ごとの特性を踏まえた上で設定するなど、地域の実情や電源種ごとの特性を踏まえたものとなっています。
4	本ガイドラインで定める説明会により、周辺地域の住民のみならず、自治体など行政機関・事業者の負担が増えてしまい、コミュニケーションの煩雑化、手続の遅延などを引き起こし、かえって本ガイドラインの目的を阻害してしまうことを懸念する。行政側の審査等の手続が遅滞しないよう、必要な対策を講じるべき。また、「地域の実情等を踏まえた追加的な説明や対応を柔軟に行うこと」との記載があるが、本ガイドラインでは、かなり細かく条件が記載されており、柔軟な対応は困難だという印象が残る。	今般の措置を検討した再エネ長期電源化・地域共生ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」といいます。)においては、学識経験者・法律や技術等の専門的知見を有する者が委員として参画しているところですが、再エネ発電事業に係る事業者団体や自治体からのヒアリングも実施し、再エネ発電事業や地域の実情を踏まえた検討を重ねてきました。また、ワーキンググループの第2次取りまとめ(2023年11月)は、2023年9月29日から同年10月29日までの期間に意見公募手続を実施し、再エネ発電事業者の皆様も含めて113件の意見が提出されたほか、提出された意見を踏まえて必要な修正が講じられるなど、幅広く皆様からの御意見を頂いた上で取りまとめています。
5	太陽光発電とそれ以外の電源種では、「FIT導入後の導入量の伸び」や「多様な事業者等の新規参入」といった状況が異なる。電源種ごとに前提が異なることを考慮の上、ガイドライン等を制定いただきたい。画一的なルールでは、事業者の事業予見性や柔軟な対応を阻害しかねない。	
6	説明会は、周辺地域の住民の「理解・承認」を得ることが必須ではないところが問題。質問が多い場合は改めて説明会を行うようになっているが、きちんと住民が納得するように計画内容が変更等されるのか。	説明会等のFIT/FIP認定要件化の趣旨・目的は、再エネ発電事業の実施に当たり、事業者が周辺地域の住民への適切な情報提供を行い、再エネ発電事業の実施により生じ得る周辺地域への影響に関する地域の懸念に対応することで、再エネ発電事業に対する理解を促進し、その信頼を醸成して、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を図るところにあります。 FIT/FIP認定に当たっては、こうした趣旨・目的を踏まえ、本ガイドラインに沿って説明会等を実施することが必要です。また、本ガイドラインにおいて、説明会における質問等に誠実に対応し、質問等については、再エネ発電事業計画に反映することを真摯に検討することを求めています。
7	本ガイドラインのプロセスに沿った手続を実施していれば、自治会等から反対意見があった場合でも、FIT/FIP認定(変更認定を含む。)はされるとの認識でよいか。	なお、周辺地域の住民の「承認」について、ワーキンググループの中間取りまとめ(2023年2月)においては、「FIT/FIP制度における地域とのコミュニケーションの要件化にあたっては、下記の点に留意する必要がある。…行政庁の許認可において事業者の財産権や営業の自由の制約には、客観的な条件に基づき判断される公益上の理由が必要であり、地域の自治会合意や住民合意など、私人の同意を法律上の要件として事業実施の際に求めることは慎重であるべき。…」とされています。こうした点を踏まえ、今般の措置においては、説明会の開催等をFIT/FIP認定の要件とし、適切かつ十分な事前周知がされない場合には、FIT/FIP認定を行わないこととしています。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
8	<p>説明会の内容が不十分であったり、実際の再エネ発電事業と異なる虚偽の説明が行われた場合には、不認定・認定取消しの対象となるとされているが、虚偽の判断は慎重にすべき。不認定・認定の対象となる場合をより具体的に規定すべき。特に「誠実な対応」などは判断の裁量が大きく、適切ではない。また、説明時点で説明されるものは、「将来の再エネ発電事業の予定・計画」であり、外的要因等により当初の計画からズレが生じることがある。必要な許認可が事後的に判明したり、説明したスケジュールから遅延したりすることもあり得る。そのような場合にまで、認定取消しの対象とはならないとの理解でよいか。</p>	<p>説明会等の開催は、FIT/FIPの認定要件として求めるものであり、説明会の認定要件を満たしていないことや、提出した資料に虚偽が発覚した場合は、FIT/FIP認定を行わず、又はFIT/FIP認定を取り消すなど、個別事案の状況を確認した上で、厳格な対応を行っていきます。</p>
9	<p>「再エネ発電事業に対する理解を促進し、その信頼を醸成」とあるが、このためには、自治体や環境省と連携し、エネルギー基本計画の再エネ比率目標に整合する規模の再エネ促進区域を設定することが必要。また、環境アセスメント手続や認定申請要件許認可など、事業に係る許認可をワンストップで行う制度を構築した上で、説明会の要件等を定めていただきたい。さらに、環境アセスメント手続の新制度の枠組みと整合する合理的な制度設計としてほしい。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の政策立案・制度執行の参考とさせていただきます。</p>
(2)説明会等を実施すべき再エネ発電事業に関する御意見【第2章第1節関係】		
10	<p>低圧の事業は、一律に説明会のFIT/FIP認定要件化の対象外とすべき。</p>	<p>説明会・事前周知措置を実施すべき再エネ発電事業の範囲については、周辺地域や周辺環境へ及ぼし得る影響の程度に鑑み、ワーキンググループにおける議論を踏まえて、以下のように整理しています。</p>
11	<p>屋根設置太陽光発電事業について、大規模工場等の屋根などは相当の出力になることが想定され、説明会・事前周知措置の対象外とすべきではない。</p>	<p>①特別高圧・高圧(50kW以上)の電源については、周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性がより高いものとして説明会の開催を求めます。 ②低圧(50kW未満)の電源については、原則として事前周知措置の実施を求めますが、低圧の電源であっても、複数の電源が至近距離内に集合する場合や、周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリアに設置する場合は、説明会の開催を求めます。 ③住宅用太陽光発電(10kW未満)は、説明会・事前周知措置の対象外とします。</p>
12	<p>カーポートに設置する10-50kWの太陽光発電設備については、「屋根設置太陽光発電設備」として、説明会・事前周知措置の開催を求めないという理解でよいか。</p>	<p>屋根設置太陽光については、原則として安全上の影響が及び得る範囲は当該屋根の建物を使用する者に限定されると考えられ、地上設置太陽光と比べて、周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が低いいため、説明会・事前周知措置をFIT/FIP認定要件とせず、努力義務としているものです。</p> <p>なお、駐車場の屋根に係る太陽光発電設備については、「屋根設置太陽光発電設備」に係る再エネ特措法施行規則の手続・要件を充足し、建物登記等の求める資料を全て準備できる建物に設置する場合には、屋根設置として取り扱われます。</p>
13	<p>環境アセスメント手続を必要とする事業は、既に一定の説明会が義務付けられているため、FIT/FIP認定要件として、新たに説明会の開催義務は課せられないと理解してよいか。</p>	<p>環境アセスメント手続の対象についても、説明会・事前周知措置を実施すべき再エネ発電事業の範囲は、上記の整理と何ら変わりません。なお、環境アセスメント手続の対象となる事業については、説明会の開催に当たって、周辺地域や周辺環境に及ぼす影響が大きいことを踏まえ、それ以外の事業とは異なる要件が設定されている点がありますので、御注意ください。</p>
14	<p>再エネ海域利用法適用事業以外の洋上風力発電事業(港湾区域のものなど)も、港湾法に基づく公募検討協議会において必要な説明等がなされていることから、既に公募の採択結果が公表されている事業者については、説明会等の対象外とすべきではないか。</p>	<p>再エネ海域利用法の適用事業については、ワーキンググループの第2次取りまとめを踏まえ、公募による事業者選定後の協議会において、事業者が、FIT/FIP認定の要件とする説明会において求められる説明事項を参考としつつ説明をすべき旨を同法のガイドライン等で明確化する運用を行っています。今般の再エネ海域利用法の適用事業の取扱いは、こうした運用を踏まえたものですが、御指摘の点については、想定される離岸距離や事業による影響、協議会の構成員等も踏まえた慎重な検討が必要であると認識しています。なお、他法令・条例に基づく説明会等において、再エネ特措法、施行規則及び本ガイドラインにおいて定める説明会等に関する要件を全て充足している場合には、再エネ特措法に基づく説明会等を実施したものとして取り扱うこととしています。</p>
15	<p>「森林法第10条の2第1項に規定する林地開発許可の取得対象となっている地域森林計画対象民有林」を開発する場合であっても、1ha(太陽光発電は0.5ha)以下であれば林地開発許可は不要であるため、認定申請要件許認可の対象エリアとはならないと考えているが、相違ないか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
(3) 説明会等を実施すべき再エネ発電事業に係る留意事項に関する御意見【第2章第2節関係】		
16	<p>「説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲に該当しない場合であっても、周辺地域の住民等のニーズを踏まえ、必要に応じて、説明会の開催等を通じて、地域の住民と適切にコミュニケーションを図るよう努めること」とあるが、「必要に応じて」とは、どのような基準をもとに判断すればよいのか。工業団地等の周辺に明らかに居住者が存在しない場所で電源を開発するケースにおいても、市町村に対し説明会の開催に関する事前相談が必要になるのか。</p>	<p>お尋ねの記載は、現行制度の事業計画策定ガイドラインにおいて努力義務としている「地域との住民と適切にコミュニケーションを図ること」について、引き続き妥当することを確認的に記載しているものです。</p> <p>なお、「周辺地域の住民」に関する市町村への事前相談については、定量基準の範囲内に住民がいないと事業者が考える場合でも、地域の実情に応じた対応をするために必要となります。</p>
17	<p>本ガイドラインの適用範囲は、再エネ特措法の認定事業に限定されると認識しているが、非FIT/非FIPの事業も広がりつつある。再エネ特措法の対象事業に限って規律を強化することで、非FIT/FIPの事業への切り替えの誘引となり、より一層無秩序な開発を引き起こすことにならないか。</p>	<p>本ガイドラインは、FIT/FIP認定に係る事業を対象とするものですが、非FIT/非FIPの再エネ発電事業においても、適切な事業規律の確保を進めていくことは重要です。このため、非FIT/非FIPであって補助金の交付を受けて行っている事業については、補助金の交付に当たって、FIT/FIP認定の要件を踏まえた水準の規律を定めることとしており、本ガイドラインの施行後は、その趣旨を踏まえた対応を求めていく予定です。</p>
18	<p>他法令・条例に基づく説明会等を実施する際に、再エネ特措法に基づく説明会等を実施したものとしての取扱いを受けようとする場合の条件について、再エネ特措法上の要件を全て充足するところまで求めるのは過剰であり、「手続の合理化」とはいえない。例えば、他法令・条例に基づく説明会において、再エネ特措法上の一部の要件が充足しているならば、他の要件を充足するように説明会等を実施すれば、再エネ特措法に基づく説明会等を実施したものとして取り扱うべき。あるいは、個別具体的に判断して要件を緩和すべき。</p>	<p>説明会等のFIT/FIP認定要件化の趣旨・目的は、再エネ発電事業の実施に当たり、事業者が周辺地域の住民への適切な情報提供を行い、再エネ発電事業の実施により生じ得る周辺地域への影響に関する地域の懸念に対応することで、再エネ発電事業に対する理解を促進し、その信頼を醸成して、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を図るところにあります。本ガイドラインに規定している説明会等の要件は、ワーキンググループ等での議論を踏まえ、FIT/FIP制度という国民負担に基づく導入支援措置の下で、地域との共生を図りながら再生可能エネルギーの導入を図っていくために必要な要件として、定めているものです。</p>
19	<p>他法令・条例に基づく説明会等を実施する際に、再エネ特措法に基づく説明会等を実施したものとしての取扱いを受けようとするときに、再エネ特措法に基づく説明会等であることを明示する必要性は薄い。明示するとしても、具体的に何を明示すればよいのか。最低限必要な必須項目と、努力義務として必要な項目が分かるように示すべき。</p>	<p>他の政策目的に基づき実施された説明会等については、上記以外の趣旨・目的の下で実施されているものもありますが、手続の合理化を図るため、特例的に、認定申請前に実施された他法令・条例に基づく説明会等において、再エネ特措法上の説明会等に関する要件を全て充足している場合には、再エネ特措法に基づく説明会等を実施したものとして取り扱うこととしているものです。</p>
20	<p>他法令・条例に基づく説明会等の例として、「廃棄物処理施設に係る条例に基づく説明会」が挙げられているが、こうした条例に基づき実施済の説明会が、再エネ特措法に基づく説明会の基準を満たしていなければ、説明会を再度実施する必要があるのか。既に十分説明を尽くしており、改めて説明会を実施する必要性が小さい。手続の負担等を低減させるためにも、廃棄物処理に係る条例等に基づく説明会が開催された場合は、要件を緩和すべき。</p>	<p>その際には、周辺地域の住民が、当該説明会等が再エネ特措法に基づくものであることを認識できるようにするため、その旨を明示することが必要です。具体的には、開催案内について、付録3.の様式を参考に再エネ特措法に基づく旨を明記した上で、説明会においてもその旨を明示的に説明することが必要です。</p>
21	<p>2024年3月31日以前に実施した説明会等であっても、再エネ特措法に基づくことを明示すれば、FIT/FIP認定要件を充足するものとして取り扱われるのか。その場合、①認定申請は、説明会から3ヶ月を待たずに提出できるのか。②他法令や条例に基づかない自主的な説明会等でも構わないのか。③資源エネルギー庁のシステムを通じた開催案内は出来ないが、それでよいのか。④本ガイドラインの付録の様式等を用いていないものでもよいのか。</p>	<p>2024年3月31日以前に実施した説明会等(他法令や条例に基づかない自主的な説明会等を含む。)であっても、再エネ特措法、施行規則及び本ガイドラインに基づく全ての要件を充足するものであれば、2024年4月1日以降のFIT/FIP認定において、FIT/FIP認定要件としての説明会等を実施したものとして取り扱います。ただし、資源エネルギー庁のシステムは2024年3月にリリースを予定しており、そのリリース後でなければ、再エネ特措法、施行規則及び本ガイドラインに基づく全ての要件を充足する説明会はできないこととなります。</p> <p>なお、再エネ特措法、施行規則及び本ガイドラインに基づく全ての要件を充足する必要があるため、開催時期(認定申請日の3ヶ月前までに開催すること等)のルールは、当然に適用されます。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
(4)「周辺地域の住民」(説明会に出席する住民)の範囲に関する御意見【第3章第1節関係】		
22	周辺地域の住民の範囲について、定量基準の設定は恣意的な判断にも思える。地元住民の代表者や自治体などの指示を尊重する方がよいのではないか。	説明会等の対象となる「周辺地域の住民」の範囲については、制度の予見性を確保する観点から、客観的な基準で画されることが重要である一方、事業の特性や地域の実情を踏まえた柔軟な対応も重要です。このため、定量基準に加えて、地域の実情を把握する市町村への事前相談を行うことを求め、市町村から意見があった場合には、その意見を尊重して、当該者を「周辺地域の住民」の範囲に加える(市町村から意見がない場合には、定量基準の範囲を適用する)こととします。
23	定量基準として示されている100m、300m、1kmの根拠が定かでない。その10倍は必要である。	具体的な定量基準については、ワーキンググループにおいて、全国の自治体の条例の制定状況等を分析した結果を踏まえて、次のように設定することとしました。 ①低圧(50kW未満)は、説明会の開催義務を定める条例を制定している自治体において、説明会の対象となる住民の範囲について、発電所の敷地境界からの距離等による定量基準を設けていることが調査時点で確認されたものの中央値が100mであることを踏まえ、「実施場所の敷地境界線からの水平距離が100m以内」としました。 ②高圧・特別高圧(50kW以上)は、再エネ発電事業の実施による影響が及び得る範囲が大きくなる中で、前述の自治体において、大規模事業を念頭に、発電所の敷地境界からの距離等を300mとする定量基準を設定している例が見られたことから、「実施場所の敷地境界線からの水平距離が300m以内」としました。 ③ただし、環境影響評価法に基づく環境アセスメントの対象となる大規模案件は、例えば、環境影響評価法では、建設機械の稼働による影響評価の参考手法として、事業の影響を予測する範囲を事業実施区域から約1kmの範囲内としています。これを踏まえ、環境影響評価法に基づく環境アセスメント(第一種事業に限る。)の対象となる大規模電源については、上記にかかわらず、「実施場所の敷地境界線からの水平距離が1km以内」としました。
24	「周辺地域の住民」だけではなく、専門家や説明を聞きたい全ての人の出席を拒むことができないことを明確化すべき。	
25	「実施場所」は地番単位ではなく、設置位置単位で定義すべき。また、定量基準の起算点は、敷地境界線からではなく、発電設備の中心点からとすべき。	「周辺地域の住民」の範囲を画する定量基準については、制度の予見性を確保する観点から、客観的な基準で画されることが重要です。こうした点も踏まえ、定量基準の起算点は、敷地境界線とすることとしています。
26	「発電設備」に送電線路は含まないとあるが、自営線の場合も含まないと理解でよいか。アクセス道などで地役権を設定している部分の取扱いについても明確化すべき。また、「遮断機」の設置による影響は発電機よりも軽微であり、「発電設備」から除くか、対象範囲を狭くすべき。	「発電設備」には、自営線も含めて、送電線路は含みません。また、管理用道路も含みません。 遮断機についても、発電機と同様に、周辺地域や周辺環境に影響を与えるおそれがあることから、遮断機の周辺に係る定量基準の範囲を緩和する対応は検討していません。個別の再エネ発電事業によっては、周辺地域や周辺環境に影響が想定されないものも含まれますが、その場合には、影響が想定されないと考える端的かつ具体的な理由の説明を求めることとしています。
27	「居住する者」の定義を明確にした上で、それを事業者が確実に把握する方法を明示されたい。集合住宅など、一つの建物に多数の居住者・テナントが含まれる建物については、どのようにすればよいのか。	「居住する者」とは、当該区域に住民票を有する者を指します。 その上で、説明会の開催案内は、ポスティングによる書面配布、戸別訪問による書面配布、回覧板への掲載又は関係自治体の公報若しくは広報誌(紙媒体)への掲載によることとしています。これらの手法は、対象となる周辺地域の住民の住所が特定されていれば、氏名等の情報がなくとも実施可能なものとなっており、「居住する者」が誰であるかを再エネ発電事業者が具体的に特定する必要はありません。
28	定量基準の範囲に反社会的勢力がいた場合、当該者の説明会への参加を拒否できる旨などを明記すべき。	御指摘を踏まえ、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者又はこれらに準ずる者に該当する者は説明会に参加できない旨について、本ガイドラインに明記しました。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
29	説明会の開催時点では居住していなくても、土地を購入したばかりで住宅の建築計画中の土地所有者や農地所有者などは、事業によるさまざまな影響を受けることは、住民と同様である。市町村の状況に応じて、再エネ発電事業の実施場所に隣接しない土地又は建物を所有する者についても、「周辺地域の住民」の範囲に含めるべき。	再エネ発電設備に隣接する土地/建物所有者については、再エネ発電事業の実施により受ける影響が特に大きく、事業実施に当たって説明会を行う必要性が大きいと考えられます。また、ワーキンググループのヒアリングでは、条例に基づく説明会の例として、再エネ発電設備の設置場所に隣接する土地/建物所有者について、「周辺地域の住民」の範囲に含める例が見られました。今般の措置は、こうした点を踏まえたものです。
30	再エネ発電事業の実施場所に隣接する土地又は建物を所有する者を特定することは困難であり、非現実的である。どのように特定するのか。こうした者への開催案内については、資源エネルギー庁のシステムを活用した開催情報の提供を行うことのみで、開催案内の要件を満たすという認識で相違ないか。そうであるならば、その旨を明記すべき。	再エネ発電設備の設置場所に隣接する土地/建物所有者を「周辺地域の住民」に加えるに当たって、その特定の方法についてもワーキンググループで議論がなされましたが、相続等による権利関係の複雑化への対応や個人情報保護の観点から、再エネ発電事業者が当該土地/建物に係る登記を確認する制度とはしないこととしています。 この中で、再エネ発電設備の設置場所に隣接する土地/建物所有者への開催案内に関しては、資源エネルギー庁においてシステムを整備し、当該システムを活用して説明会の開催案内を行うことで、その開催案内に係る要件を充足することとします。再エネ発電事業者には、資源エネルギー庁に対して、開催情報(開催日時・開催場所等)を説明会の開催の2週間前までに提出することを求めることとし、御指摘を踏まえ、この開催情報の提出も認定要件であることを明確化します。
31	実施場所に隣接する土地が行政機関所有のものである場合、「周辺地域の住民」に含まれるのか。また、接道する道路及び水路の所有者である国・県・市についても、「周辺地域の住民」に含まれるのか。	隣接する土地が、国道・都道府県道・市町村道・河川といった国又は自治体の所有物である場合、当該国又は自治体は、「周辺地域の住民」には含まれません。
32	実施場所の隣地が他の太陽光発電事業者で、地上権を設定している場合は、地上権者・土地所有者のどちらへ説明をするべきか。太陽光発電所は建物ではないので、説明対象外で良いか。説明者対象と対象外を明確にすべき。特に太陽光事業者の同業者の説明会参加は、事業ノウハウの流出になるため、説明会の対象外としていただきたい。	「周辺地域の住民」に含まれるのは、土地の用途や地上権等の設定状況にかかわらず、「実施場所に隣接する土地又はその上にある建物の所有者」です。
33	市町村への事前相談については、「周辺地域の住民」の範囲の決定権を実質的に市町村に付与するものであって、不合理である。自治体が恣意的に膨大な数の住民を提示するおそれがあり、再エネ特措法上許容されていないものである。少なくとも、自治体の判断について、客観的かつ定量的な指針が示されるべき。市町村から提示された者が「周辺地域の住民」の範囲に含まれないことが明らかである場合には、当該者を「周辺地域の住民」の範囲に加える必要はないとの理解でよい。	説明会等の対象となる「周辺地域の住民」の範囲については、制度の予見性を確保する観点から、客観的な基準で画されることが重要である一方、事業の特性や地域の実情を踏まえた柔軟な対応も重要です。このため、定量基準に加えて、地域の実情を把握する市町村への事前相談を行うことを求め、市町村から意見があった場合には、その意見を尊重して、当該者を「周辺地域の住民」の範囲に加える(市町村から意見がない場合には、定量基準の範囲を適用する)こととします。
34	市町村への事前相談について、市町村から「周辺地域の住民」を定量基準より縮小すべきとの意見があった場合には、対象範囲を縮小するような制度とすべき。	市町村への事前相談は、定量基準の範囲外であっても、例えば、再エネ発電事業の実施場所の下流域に該当することや、景観保護の必要性が特に高いことなどの地域の実情を踏まえた理由に基づき、「周辺地域の住民」に加えるべき者を追加するためのものであるため、事前相談により対象範囲が縮小されることはありません。 市町村への事前相談のプロセスについては、ワーキンググループ等での議論を踏まえ、公平性・中立性を確保するためのプロセスの透明化が必要であることから、本ガイドラインにおいて、事業者が市町村に相談を行う際の様式、市町村が事業者へ「周辺地域の住民」に加える際の様式を示した上で、これら書面で行うことを明確化しています。こうした点から、市町村に対する事前相談は、本ガイドラインにおいて示している様式を使用する必要があり、当該様式を用いなかった場合には、FIT/FIP認定要件を充足しないことになる点に御注意ください。
35	市町村に対する事前相談の様式(付録1.)について、この様式を用いなかったからといって、事業が不適格と判断するような材料に使われるべきではない。	さらに、これらの様式については、市町村の事務負担の軽減の観点から、可能な限り簡素なものとしつつも、自治体による判断の透明性を確保するため、「周辺地域の住民」に加えるべき者がいる場合には、その理由を併せて示すことが可能なものとしています(想定される典型的な理由を列挙し、チェックボックス形式とすることで、市町村の負担を軽減しつつ、実質的な理由が分かりやすく示されるようにしています)。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
36	市町村の担当部署を国が責任を持って明確化してリストとして公表するか、市町村において担当部署を確定して公表しておくよう明記すべき。あるいは、「周辺地域の住民」を定義（決定）するのは「市町村」ではなく、権限を有している「市町村長」とすべき。	地域の実情を踏まえた対応を図る観点から、国において、自治体内の担当部署や手続について詳細に定めたり、窓口を設けて事業者の不服を申し受けたりすることは検討していません。なお、市町村への事前相談及びその回答については、申請及びその申請に対する処分に該当するものではないため、「標準処理期間」を定める必要があるものでもないと認識しています。
37	事前相談に係る市町村の事務処理に要する「標準処理期間」について、国が明確に定めるべき。回答期間（1週間など）が示されていないければ、市町村からの回答に不要な時間を要することになる可能性がある。	再エネ発電事業者におかれては、事前相談に係る市町村の事務処理に要する期間等を踏まえ、説明会の開催案内の時期までに市町村の意見が得られるよう、スケジュールについて市町村と事前に相談することが有益です。
38	事前相談の仕組みについて、国は市町村の担当部署に対して周知徹底すべき。制度の周知ができていないこと等を理由に、再エネ導入が遅滞しないように国は努めるべき。例えば、国が周知用のパンフレット等の書面を作成し、事業者が使用できるようにすべき。	また、自治体向けには、2023年10月に「地域情報連絡会」を開催し、改正再エネ特措法の措置内容について説明を行っているところですが、今後も、複数回の説明会を開催し、市町村に協力いただく際のポイントなどを丁寧に説明していきます。同時に、再エネ発電事業者に対しても、資源エネルギー庁HPの特設サイトやパンフレット等も用いながら、分かりやすく説明していきます。
39	市町村に対する事前相談について、事業者が自治体の意見に不服がある場合には、国に相談できる窓口を設けるべき。	市町村が「周辺地域の住民」に加えるべき者を判断するために必要となることから、事前相談に当たっては、「説明会において配布を予定している説明資料」の添付を求めています。説明資料の原案が固まった段階で、市町村への事前相談を行ってください。
40	市町村に対する事前相談の様式（付録1.）について、市町村に事前相談を行う段階では、「説明会において配布を予定している説明資料」の添付は困難である。特に、事業譲渡に伴う変更認定の際の説明会では、買主が確定していない（又は公表できない）段階で自治体に相談できなくなってしまう。「説明会において配布を予定している説明資料」の添付は不要とすべき。	対象自治会の紹介や広報誌の利用の申請は、それぞれの自治体が定める手続等により、実施してください。
41	市町村に対する事前相談の様式（付録1.）において、自治体に対して、対象自治会の紹介や広報誌の利用も併せて申請できるようにするなどの工夫をしていただきたい。	市町村への事前相談のプロセスについては、ワーキンググループ等での議論を踏まえ、公平性・中立性を確保するためのプロセスの透明化が必要であることから、本ガイドラインにおいて、事業者が市町村に相談を行う際の様式、市町村が事業者へ「周辺地域の住民」に加える際の様式を示した上で、これら書面で行うことを明確化しています。
42	市町村の回答様式（付録2.）において、例えば、「周辺地域の住民」の範囲に加えるべき理由として列挙されているものについて、外縁が不明瞭であり、合理的あるいは客観的な範囲設定が難しい。列挙されている理由が大雑把過ぎるので、より細分化して具体的な理由を明記させるようにすべき。また、自治体の負担が増える可能性があるため、自治体の判断に当たっての考え方や事例等を国から参考として示すべき。	また、これらの様式については、市町村の事務負担の軽減の観点から、可能な限り簡素なものとしつつも、自治体による判断の透明性を確保するため、「周辺地域の住民」に加えるべき者がいる場合には、その理由を併せて示すことが可能なものとしています（想定される典型的な理由を列挙し、チェックボックス形式とすることで、市町村の負担を軽減しつつ、実質的な理由が分かりやすく示されるようにしています）。
43	市町村の回答様式（付録2.）において、近接する他の市町村に相談すべきとの意見を示す場合には、その理由を市町村が示すことを必須とすべき。また、当該市町村が「近接する市町村」に対して事前照会を行った上で、「近接する他の市町村に相談すべき意見」を提示する形とすべき。	さらに、自治体向けには、2023年10月に「地域情報連絡会」を開催し、改正再エネ特措法の措置内容について説明を行っているところですが、今後も、複数回の説明会を開催し、市町村に協力いただく際のポイントなどを丁寧に説明していきます。
43	市町村の回答様式（付録2.）において、近接する他の市町村に相談すべきとの意見を示す場合には、その理由を市町村が示すことを必須とすべき。また、当該市町村が「近接する市町村」に対して事前照会を行った上で、「近接する他の市町村に相談すべき意見」を提示する形とすべき。	他の市町村に相談すべきとの意見を示す場合には、再エネ発電事業の実施場所と当該他の市町村が近接していることが理由となるものであり、それを特段明示することは不要と考えています。また、自治体の事務負担に配慮し、当該市町村が「近接する市町村」に対して事前照会を行う形とはしないこととします（なお、任意に事前照会を行うことを妨げるものではありません）。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
44	<p>「周辺地域の住民」が存在しないことが明らかである場合、既に全ての「周辺地域の住民」から説明会の開催は不要であると言われている場合、「周辺地域の住民」が説明会の開催を拒否している場合などは、参加者の見込みがない説明会を開催することは不要と考える。それにもかかわらず、説明会を開催し、終了時刻まで待機するというのは信じ難い人的、物的資源の浪費である。資源エネルギー庁のシステムを閲覧した者が参加する可能性があるというのであれば、システム上で参加希望を登録する形とし、登録があった場合のみ説明会の開催を求めるべき。</p>	<p>定量基準の範囲内に居住する者がおらず、かつ、市町村への事前相談の結果、市町村が「周辺地域の住民」に追加すべき者はいないとの意見を述べた場合や、「周辺地域の住民」から「説明会の開催は不要」と言われた場合であっても、 ①資源エネルギー庁のシステムを閲覧した土地/建物所有者が説明会への出席を希望する可能性があることや、 ②「周辺地域の住民」がいないことを客観的に確認する必要があることから、 説明会を開催する(開催する準備を行い、終了時刻まで待機する)ことが必要となります。</p>
(5)開催時期に関する御意見【第3章第2節関係】		
45	<p>開催時期についてのルールを定めるべきではない。①や③(iii)のルールについて、「認定申請日の3ヶ月前まで」ではなく、「認定申請日の2週間前まで」又は「認定申請日まで」などとするべき。複数の時期で説明会の開催が必要となる場合については、最初の時期に開催される説明会から認定申請日までの期間が3ヶ月確保されていればよいのではないか。</p>	<p>説明会の開催時期については、ワーキンググループにおいて、 ①再エネ特措法では、FIT/FIP認定の時点において、再エネ発電設備の設置場所や規模(出力)といった事項が基本的に定まっていることを求めており、あらかじめ要件を充足する説明会を開催し、再エネ発電設備の設置場所や規模(出力)を確定させた上で、FIT/FIP認定を申請するというフローが基本となること ②説明会における住民からの質問等を踏まえて、事業者が対応を検討するための十分な期間を確保することが必要となること といった旨について議論がなされており、これを踏まえ、FIT/FIP認定申請の3ヶ月前まで実施することを求めることを原則としています。</p>
46	<p>複数の時期で説明会が開催となる場合について、それぞれの時期において、再エネ特措法上の要件の全てを充足する必要があるとすべきではない。同様の説明を繰り返し実施することは、住民側の負担も大きくなる。特に、初期の時期の説明会では、事業の影響及び予防措置(風車の影による日照障害等)についての具体的な説明は困難(時期尚早)ではないか。住民側の意見を聴取した上で、柔軟に決定できるようにすべき。</p>	<p>事業実施による周辺地域の住民への影響が大きく、関係法令における許認可等を要する場合などについては、説明会における住民の質問等を踏まえて、事業者が対応を検討するための十分な期間を確保する観点から、事業の初期段階から説明会を開催することが一層重要です。</p> <p>こうした点を踏まえ、今般の措置においては、 ①災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものであって、FIT/FIP認定申請要件として取得を求めることとした許認可が必要となる場合は、FIT/FIP認定申請前に加えて、当該許認可申請前の段階においても説明会の開催を求めることとしています。 ②環境影響評価法(第一種・第二種事業のいずれも含む。)又は条例に基づく環境アセスメントの対象となる場合については、FIT/FIP認定申請前に加えて、配慮書作成前の段階においても説明会の開催を求めることとしています。さらに、FIT/FIP認定後、評価書の公告から工事着手までの期間に、環境アセスメントの結果を踏まえた事業内容等を説明するための説明会の開催を求めることとしています。</p> <p>その上で、各時期における説明会において求められる事項等は、本ガイドラインにおいて、それぞれの時期に応じたものが明確に規定されており、これに従って実施することが必要です。</p>
47	<p>「認定申請日」とは、再生可能エネルギー電子申請上の「初回申請日」のことを指すのか。入札対象案件の場合は、どの日を指すのか。</p>	<p>「認定申請日」とは、再生可能エネルギー電子申請システム上の「初回申請日」を指します。ただし、入札対象案件のFIT/FIP認定申請については、各回の入札における認定補正期限を指すこととします。</p>
48	<p>説明会の実施後であれば、認定申請日より前に、工事着工(機器発注を含む。)や電力会社の名義変更等を進めてもよいか。あるいは、FIT/FIP認定後しか工事着工等はできないのか。説明会後に実施可能なことと、実施不可なことについて、ガイドラインにて明示すべき。</p>	<p>「認定申請」と「工事着工(機器発注を含む。)」の先後関係について、説明会等のFIT/FIP認定要件化後も何ら変わるものではありません。本ガイドラインは、説明会等の実施に関して定めるものであり、御指摘の点を本ガイドラインで明示することはしないこととします。</p> <p>ただし、説明会の実施から認定申請までの間に、再エネ発電事業を実施しようとする者を変更した場合には、変更後の再エネ発電事業を実施しようとする者が、改めて説明会を開催する必要があります。</p>
49	<p>環境影響評価法又は条例に基づく環境アセスメント対象の風力発電事業又は地熱発電事業(特例適用事業)について、仮に何らかの事情で認定から3年以内に許認可を取得できず認定取り直しとなった場合、説明会を開催する必要があるのか。第5章第1節の「説明会等を実施すべき計画変更の内容」に該当しない場合は、既に実施済の説明会をもって、FIT/FIP認定要件を満たすとの理解でよいか。また、第5章第1節の「説明会等を実施すべき計画変更の内容」に該当する場合は、第5章第2節の「計画変更に伴う説明会等の要件」に従って、再度説明会を実施すればよいのか。</p>	<p>環境アセスメント手続の対象となる風力発電設備・地熱発電設備については、電源ごとの実情や関係法令の手続・スケジュールに配慮し、認定から3年以内に当該許認可を取得することを条件とした条件付認定を行っており、3年以内に当該許認可を取得することが当然の前提です。「当該許認可が取得できずに認定を取り消され、更に認定を取り直す」という仮定のお尋ねについて、現時点で回答は差し控えます。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
50	③(i)の説明会について、「配慮書作成日」とは配慮書の届出日を指すとの理解でよいか。既に配慮書の届出が完了しており、既に後続の手続に入っている場合は、どのような取扱いとなるのか。	前段のお尋ねについて、御理解のとおりです。 また、環境影響評価法又は条例に基づく環境アセスメントの対象となる場合において、2024年4月1日前に配慮書を作成したときの配慮書作成前の説明会については、FIT/FIP認定要件として説明会等を求めないこととする経過措置を設けます。
51	③(ii)の説明会について、認定申請日の3ヶ月前までに、環境大臣／経済産業大臣の意見が述べられていない場合、その時期の説明会における説明事項を明記すべき。	御指摘の場合は、環境大臣／経済産業大臣の意見が述べられた後に説明会等を開催した上で、その後、3ヶ月の経過後にFIT/FIP認定申請が可能となります。この旨は、既に原案において明確になっています。
52	③(ii)の説明会について、方法書の記載と整合的に説明を行うことが求められてるが、この説明会の段階において方法書を作成中である場合は、説明会后に方法書の記載内容が変更される場合も考えられる。「整合的に説明を行う」ということは、努力義務との理解でよいか。また、例えば、環境影響評価が過少とならないよう、環境影響評価における発電所の総定格出力は余裕を持って大きく設定している場合などがあるが、再エネ特措法に基づく説明と環境影響評価法に基づく説明の違いを明確に説明できれば、事業の概要に関する説明は一致していなくてもよいか。	③(ii)の説明会について、事業の影響と予防措置について、方法書の記載と整合的に説明する(方法書の記載と相違がある場合には、その合理的な理由を説明することを含む。)ことは、努力義務ではなく遵守義務です。御指摘を踏まえ、方法書を未作成の場合には、作成予定の方法書の記載と整合的に説明する旨を明記しました。 環境影響評価における出力と再エネ特措法の認定に係る出力が異なる場合は、その合理的な理由の説明を求めるとし、この点も本ガイドラインに明記しました。
53	③(iii)の説明会について、環境アセスメント手続の準備諸段階において開催する説明会も、この時期における再エネ特措法上の説明会として取り扱うことはできるようにすべき。できないのであれば、理由を教えてください。	環境アセスメントの準備書段階の説明会では、環境アセスメントの結果が確定していないことから、この段階での説明会について、FIT/FIP制度に基づく③(iii)の説明会として取り扱うことは不可としています。
54	環境影響評価法に基づく環境アセスメント対象事業に該当する場合、⑤の「自然環境の保全又は良好な景観の保全を目的とする条例の規定により許可等の処分又は届出を要する再エネ発電事業」であっても、複数の時期に説明会を開催する必要はないのではないか。あるいは、③の説明会と⑤の説明会を合同で開催してもよいのか。	環境影響評価法に基づく環境アセスメント対象事業であって、かつ、自然環境の保全又は良好な景観の保全を目的とする条例の規定により許可等の処分又は届出を要する再エネ発電事業は、実施される説明会の開催時期について、③及び⑤の双方の条件を同時に満たすことが必要となります。具体的には、事業によって様々なタイムラインが想定されますが、例えば、以下の(ア)～(ウ)の時期に説明会を実施すれば、③及び⑤の双方の条件を同時に満たすこととなります。 (ア) 配慮書作成日前までの時期 (イ) 環境大臣／経済産業大臣の意見後、認定申請日の3ヶ月前までの時期 (ウ) 環境影響評価書公告後、かつ、許可等の処分・届出後、再エネ発電事業のための着工までの時期
55	⑤の「自然環境の保全または良好な景観の保全を目的とする条例」について、山梨県北杜市の「北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例」は該当するか。	本意見公募手続は、本ガイドラインの制定に係るものであり、本ガイドラインの適用に当たって個別の条例がどのように取り扱われるかというお尋ねについては、回答を差し控えます。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
(6)開催案内に関する御意見【第3章第3節関係】		
56	説明会の開催案内の時期は、「開催予定日の2週間前まで」ではなく「開催予定日の1ヶ月前まで」とすべき。周辺地域の住民は多忙であり、2週間では関係書類を事前に吟味する余裕がない。	
57	透明性を確保する観点から、戸別訪問を許容するか否かは再検討すべき。また、市町村や事業者のホームページによる開催案内を検討すべき。	説明会の開催案内については、周辺地域の住民が説明会の開催を認知できるものとする必要があるため、ワーキンググループでの議論を踏まえ、ポスティングによる書面配布、戸別訪問による書面配布、回覧板への掲載又は関係自治体の公報若しくは広報誌(紙媒体)への掲載によることとし、説明会の日時・場所を明確にした上で、説明会の開催2週間前までに実施するよう求めることとしています。また、FIT/FIP認定申請時には、説明会を開催したことを証する資料の一つとして、開催案内に係る資料(配布書面等)の提出を求めることとしています。これらの点については、本ガイドラインにおいて明確にしており、これに従って開催案内が適切に行われることで、説明会において、周辺地域の住民との十分かつ適切なコミュニケーションが図られるものと考えています。
58	「対象とすべき「周辺地域の住民」に対して開催案内が行われなかった場合などは、認定の要件を満たさない」とあるが、実際にポスティング等が行われたとしても、周辺地域の住民に「記憶にない」などと言われる可能性もある。そうした点を想定してガイドラインを制定すべきではないか。	説明会の開催案内をインターネットを活用した方法のみで行う場合、周辺地域の住民がインターネットへの掲載を認知するきっかけがないことから、インターネットを活用した方法のみで行うことは認めていません。
59	「ポスティングによる書面配布」について、民間のポスティングサービスの活用や郵送でもよいのか。	御理解のとおりです。
60	付録3. の様式について、問合せは資源エネルギー庁とすべき。また、変更認定の際に説明会を開催する場合の開催案内の様式(サンプル)も示してほしい。	問合せについては、説明会の開催主体である再エネ発電事業者とすることが妥当です。また、変更認定の際の説明会の開催案内については、本ガイドラインの様式3. を参考に、事業者において必要な修正等を加えた上で、適切に実施されることが必要です。
61	説明会の開催場所について、「合理的でない場所」を明確化すべき。「アクセスが困難な場所」とは、どのくらい離れた場所なのか。会場の駐車場の確保が困難な場合は、車での会場参加は不可などとしてもよいのか。その際に、周辺地域の住民の交通費は、住民自身の負担であることをガイドラインに明記すべき。また、資源エネルギー庁のシステムを閲覧して参加する者は、実施場所の近傍に居住していない可能性もあり、任意の場所で開催可能とすべき。	説明会の開催場所について、ワーキンググループ等での議論を踏まえ、定量的な基準を定めることにより説明会がかえって形骸化するおそれもあることから、本ガイドラインにおいては、「「周辺地域の住民」の出席の便宜を最大限考慮し、合理的な場所を選ぶこと」を要件とした上で、「合理的でない場所」として、「「周辺地域の住民」にとってアクセスが困難な場所」を例示しています。 その上で、説明会等のFIT/FIP認定要件化の趣旨・目的は、再エネ発電事業の実施に当たり、事業者が周辺地域の住民への適切な情報提供を行い、再エネ発電事業の実施により生じ得る周辺地域への影響に関する地域の懸念に対応することで、再エネ発電事業に対する理解を促進し、その信頼を醸成して、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を図るところにあります。 この趣旨・目的を達成するためには、個別事業の状況や地域の実情を踏まえてきめ細かやかに対応することが重要であり、御指摘の点について、更なる細部を本ガイドラインで定めることは、制度の趣旨・目的になじむものではありません。説明会等のFIT/FIP認定要件化の趣旨・目的を踏まえ、個別の事案に応じて対応されるべきものと考えています。
62	再エネ発電事業の実施場所に隣接する土地又は建物を所有する者については、完全な特定が困難であり、遠方にいる場合もあることから、ポスティング等を行うことは困難である。どのように開催案内を行えばよいのか。③の資源エネルギー庁に対する情報の提出は、認定要件として必須の事項になるとの理解でよいのか。	No.29及びNo.30の御意見に対する考え方をご覧ください。
63	2024年度の認定申請に影響が生じないよう、資源エネルギー庁はシステムの整備を進めるべき。2024年3月31日以前でも、システムへの情報提供はできるのか。当該システムの名称やアクセスURLを教えてください。	資源エネルギー庁に対して開催情報(開催日時・開催場所等)を提出するためのシステムは、2024年3月にリリースを予定しています。当該システムの名称やURLについては、追ってお示します。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
(7)説明項目及び説明事項に関する御意見【第3章第4節関係】		
64	電源の規模によらず、一律な説明内容となっているが、電源規模に応じて説明内容の省略を認めてほしい。	説明項目及び説明事項については、ワーキンググループにおいて、提供される情報の適切性・十分性の観点から議論が行われ、具体的な説明事項として、①事業計画の内容、②関係法令遵守状況、③土地権原取得状況、④事業に関する工事概要、⑤関係者情報、⑥事業の影響と予防措置の6つの説明項目を掲げた上で、それぞれの項目における説明事項が整理されています。本ガイドラインの規定は、こうした議論を踏まえたものです。
65	説明項目及び説明事項が非常に技術的で、専門家による説明が必要なものも含まれている。一般の周辺地域の住民を対象とする説明会における説明項目及び説明事項は、より容易・簡略かつ一般的な概要であるべき。	この中で、例えば、事業の影響と予防措置の説明のうち、大気環境(大気質)及び水環境への影響等については、環境アセスメント対象事業(第一種事業及び第二種事業を含む。)のみを対象とするなど、電源規模等を踏まえて、説明項目及び説明事項が定められています。
66	運転開始済案件が重要な事項を変更しようとする際の変更認定時の説明会について、説明会の開催時点では、必要な情報がもはや入手できないケースも想定される。合理的な調査を行った上で、例えば、「本案件は、別の事業者により開発されたため不明な点もありますが、当社らが調査した限りでは・・・と認識している」といった説明を合理的に可能な範囲で行えば足りるという理解でよいか。	説明については、必要に応じて、説明を補足する図面やイメージ写真を活用するなど、一般の周辺地域の住民にとって分かりやすいものとする必要があります。具体的な説明方法について、一律の説明の仕方限定することはしませんが、地域の実態や個別事案の状況等を踏まえた適切な説明が必要です。
67	総則として、「説明を補足する図面やイメージ写真などを活用すること」とあるが、設備本体、排水対策施設、柵塀、標識等を具体的にどこに設置するかが分かるように、図面等を活用すべき旨を明確化すべきではないか。	御指摘を踏まえて修正しました。
68	「実施場所」を説明することで、地権者の特定やトラブルが生じるおそれもある。広く説明会という形で説明しなければならない項目なのか、再検討いただきたい。	再エネ発電事業の「実施場所」の情報は、周辺地域の住民にとって、再エネ発電事業が周辺地域や周辺環境へ及ぼし得る影響を理解するために不可欠なものであり、原案を維持することとします。
69	「太陽光発電設備かつ低圧電源の場合は、パワーコンディショナーの自立運転機能及び給電用コンセントが備わっており、災害時に利用可能であること」の説明が求められているが、高圧や特別高圧の電源においても、災害時に利用可能なようなシステムとすべき。	頂いた御意見は、今後の政策立案・制度執行の参考とさせていただきます。
70	「入札の競争性に影響を与える説明(特定の入札回に参加する旨等)がなされないように留意すること」との記載は、削除されたい。落札を前提に事業を推進するケースもあり、そのような重要な前提は住民へ周知すべき。	御指摘の記載は、ワーキンググループ等での議論を踏まえ、入札実施前に実施される説明会において、入札の競争性に与える説明がなされることで、入札における競争性が阻害されることを防止するためのものです。公正な入札の実施を図るため、原案を維持することとします。
71	「関係法令遵守状況」について、運転開始済案件が重要な事項を変更しようとする際の変更認定時の説明会について、当該案件の開発段階(土地利用権取得・設置工事等の時点)では法令上取得不要であった許認可については、端的に「本案件の開発時点では法令上要求されていなかったため手続不要である」旨を説明すれば足りるという理解でよいか。	新規認定時点では取得不要であった許認可等であっても、現時点で再エネ発電事業の実施に当たって取得が必要な許認可等であれば、当該許認可等は当然に取得すべきである点を前提として、「関係法令遵守状況」を説明することが必要です。現時点で再エネ発電事業の実施に当たって取得が不要な許認可等であれば、その点を前提として、「関係法令遵守状況」を説明することが必要です。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
72	「土地権原取得状況」について、「可能な範囲において、具体的に説明すること」とあるが、具体的にどの程度を指すのか。そもそも、非常に機密性の高い項目であり、説明項目から削除すべき。	土地権原取得状況に関する説明事項については、ワーキンググループ等での議論を踏まえ、土地所有者等のプライバシーの配慮（土地所有者の情報が説明会に参加している者に対して一斉に公開されることを抑止することなど）の観点等を踏まえ、土地に係る登記等そのものを示すのではなく、土地権原の有無と土地権原取得状況についての説明を求めることとしました。お尋ねの「可能な範囲」については、個別の事案により、事業者と地権者との交渉状況等も様々であるため、一概にお示しすることは困難です。
73	周辺地域の住民（再エネ発電事業の実施場所に隣接する土地・建物所有者）が説明会に参加するには登記簿謄本等を持参しなければならないのに、再エネ発電事業者側は、「土地権原取得状況」の説明において登記を示す必要がないというのは、公平性を欠いた事業者優遇である。長期間にわたり事業が行われることを考えれば、土地所有者と事業者の関係などは、明確に説明されるべきである。	なお、説明会に参加する土地/建物所有者が受付において呈示する身分証明書等については、登記簿謄本のみならず、その他公の機関が発行する書類も含まれることを明確化しています。
74	「関係者情報」について、「主な出資者（第5順位まで）」とあるが、「出資者」とは何を指すのか。株式会社は株主、合同会社は社員を意味するという理解でよいか。	御指摘を踏まえ、「主な出資者」については、以下の者を指すこととし、その旨を明確化します。 ①認定事業者の社員（認定事業者が持分会社の場合） ②認定事業者に対する議決権を保有する株主のうち、上位5位までの者（認定事業者が株式会社の場合） ③認定事業者に対する全ての匿名組合出資のうち、上位5位までの出資持分を保有する者 ④上記①～③の者の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に規定する親会社をいいます。）
75	事業の影響と予防措置について、必要な項目を概ねカバーできている。他方で、特に「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全」などについては、厳密に適用したら、再エネ発電事業は全部実施できなくなる。どこまできちんと適用するのか。	事業の影響と予防措置については、関係法令に係る基準・運用や関係者へのヒアリング結果などに基づくワーキンググループでの議論等を踏まえ、安全面、景観面、自然環境・生活環境面（騒音・振動、水の汚れ／濁り、反射光、雑草の繁茂、風車の影による日照障害、温泉への影響、蒸気の噴出、流量等への影響、燃料の保管・搬入等に伴う生活環境への影響、大気環境（大気質）及び水環境への影響、生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全（動物、植物、生態系）、再エネ発電事業に伴い生じ得る廃棄物の撤去等といったそれぞれの観点ごとに、本ガイドラインにおいて詳細な説明事項を整理しています。
76	事業の影響と予防措置について、湧水・歴史的遺産・自然体験や活動地区（登山ルート、野鳥・昆虫・動物観察等）の観点も追加すべき。	これらについては、電源の規模やエリア等に応じて、再エネ発電事業の実施に当たって発生し得る地域への影響が異なることから、この点を踏まえて、適切かつ十分な情報が提供されることが重要です。このため、①個別事案の状況に照らしながら、適切かつ十分な説明が行われるようにするため、説明すべき事項は明確に定めつつも、それをどのように説明するかについては、一律の説明の仕方限定するのではなく、地域の実態や個別事案の状況等を踏まえた適切な説明を求めることとしています。②説明の仕方の選択に当たっては、本ガイドラインにおける説明例が参考となりますが、これに限定せず、地域の実態や個別事案の状況等を踏まえ、再エネ発電事業者が、より客観的かつ適切な説明手法を選択することが必要であり、実際に事業により生じ得る影響やその予防措置について重点的に説明がされることが必要です。③説明事項によっては、個別の再エネ発電事業によって影響が想定されないものも含まれ得ますが、その場合には、影響が想定されないと考える端的かつ具体的な説明が必要となります。
77	安全面の影響及び予防措置について、「太陽光発電設備の開発許可等の基準や運用の考え方について」は、太陽光発電設備を想定して作成されたものであり、太陽光発電設備以外の設備は、「安全面の影響及び予防措置」の説明は不要である旨を明記していただきたい。	「太陽光発電設備の開発許可等の基準や運用の考え方について」は、太陽光発電に関して整理したものであり、電源特性が異なるその他の電源種に全てが当てはまるものではありませんが、再エネ発電設備の安全面に関する基本的な考え方として参照すべき点もあります。このため、太陽光発電以外についても、同申合せの内容を参考としながら、安全面の影響と予防措置を説明することが必要です。この点は、本ガイドラインに明記することとします。
78	「盛土・切土」に関する説明について、敷均し（しきならし）に関する説明についても例示すべき。	御指摘を踏まえて修正しました。
79	景観面の影響及び予防措置について、「イメージ図（例：フォトモンタージュ法）等を用いながら分かりやすく説明することが望ましい」とあるが、今やVR技術なども活用した説明を求めるべき。	頂いた御意見は、今後の政策立案・制度執行の参考とさせていただきます。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
80	「騒音・振動」について、事後的に工事車両が変更等となるケースもあるため、一般論的な説明でもよいか。工事の時間帯や曜日が決まっていな場合には、仮の説明でもよいのか。一律に「全ての設備が定格出力で稼働している状態」の騒音の影響を予測することなどは、過剰な影響予測を強いることにならないか。	事業の影響と予防措置については、関係法令に係る基準・運用や関係者へのヒアリング結果などに基づくワーキンググループでの議論等を踏まえ、安全面、景観面、自然環境・生活環境面(騒音・振動、水の汚れ／濁り、反射光、雑草の繁茂、風車の影による日照障害、温泉への影響、蒸気の噴出、流量等への影響、燃料の保管・搬入等に伴う生活環境への影響、大気環境(大気質)及び水環境への影響、生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全(動物、植物、生態系))、再エネ発電事業に伴い生じ得る廃棄物の撤去等といったそれぞれの観点ごとに、本ガイドラインにおいて詳細な説明事項を整理しています。
81	「水の汚れ／濁り」については、「一般排水、河水の取水、貯水池の存在等による設備稼働時の影響について説明する」とあるが、水の汚れについては説明対象外とするか、対象事業を限定すべき。	事業の影響と予防措置に係る説明事項については、電源の規模やエリア等に応じて、再エネ発電事業の実施に当たって発生し得る地域への影響が異なることから、この点を踏まえて、適切かつ十分な情報が提供されることが重要です。このため、①個別事案の状況に照らしながら、適切かつ十分な説明が行われるようにするため、説明すべき事項は明確に定めつつも、それをどのように説明するかについては、一律の説明の仕方限定するのではなく、地域の実態や個別事案の状況等を踏まえた適切な説明を求めるとしています。②説明の仕方の選択に当たっては、本ガイドラインにおける説明例が参考となりますが、これに限定せず、地域の実態や個別事案の状況等を踏まえ、再エネ発電事業者が、より客観的かつ適切な説明手法を選択することが必要であり、実際に事業により生じ得る影響やその予防措置について重点的に説明がされる必要があります。③説明事項によっては、個別の再エネ発電事業によって影響が想定されないものも含まれ得ますが、その場合には、影響が想定されないと考える端的かつ具体的な説明が必要となります。
82	「大気環境(大気質)への影響」について、風力発電事業では、環境影響評価法に基づく環境アセスメントの参考項目から除外されている。このため、風力発電事業については、環境影響評価の項目選定をしている場合に限り、「大気環境(大気質)への影響」を説明する形とすべき。	なお、No.82の御指摘について、環境影響評価における風力発電所の「大気環境(大気質)への影響」は、他の発電所と比較して工事用車両の台数が少なく工事期間が短いこと、既設サイト調査やこれまでの事後調査の結果から、環境基準等を下回っており、その環境影響の程度が小さいことが示されたことから、工事の実施に伴う大気環境の項目のうち「工事用資材等の搬出入」、「建設機械の稼働」に係る「窒素酸化物」、「粉じん等」の項目は参考項目から削除されています。しかしながら、残土量が多いなど、工事用資材等に係る交通量が通常より多く、かつ、輸送経路の近傍に民家等が存在し、環境保全上の支障が生じることが予想される場合など、地域の実態や個別事案の状況等によっては、周辺地域や周辺環境への影響が生じ得ることもあります。このため、再エネ特措法においては、説明会における説明項目として設定することとします。個別の再エネ発電事業によって影響が想定されないものも含まれ得ますが、その場合には、影響が想定されないと考える端的かつ具体的な説明が必要となります。
83	再エネ発電事業に伴い生じ得る廃棄物の撤去等に関する影響及び予防措置について、「太陽光パネルの製造期間」と「産業廃棄物の種類ごとの排出見込量」をなぜ周辺地域の住民に説明する必要があるのか。また、「太陽光パネルの鉛・カドミウム・ヒ素・セレンの4物質の含有情報」は、現在その情報提供システムを構築中であり、構築後の対応とすべき。	再エネ発電事業に伴い生じ得る廃棄物の撤去等に関する影響及び予防措置の説明は、再エネ発電設備の適正な廃棄等に対する地域の懸念に対応するためのものです。この点を踏まえ、「太陽光パネルの製造期間」と「太陽光パネルの鉛・カドミウム・ヒ素・セレンの4物質の含有情報」について、JPEA代行申請センター(JP-AC)が作成中の「含有物質情報に関するデータベース」の作成状況にかかわらず説明項目とすることが必要ですが、同データベースの活用は事業者の事務の効率化に資する面もあることから、同機関に対しては、速やかなデータベースの作成を求めています。
(8) 議事等に関する御意見【第3章第5節関係】		
84	「事業者が法人の場合は、法人の代表者や職員等のうち十分かつ適切な説明をすることができる者が出席し、説明すること」とあるが、当該事業者から当該説明を行うことについて代理権限を付与されており、十分かつ適切な説明をすることができる者であれば、事業者と直接の雇用関係がなくとも、「職員等」に該当し得るか。例えば、事業者がSPCである場合に、親会社やアセットマネジメント業務受託者が説明を行うことは許容されるか。	御指摘を踏まえ、事業者が法人の場合に出席を求める者については、「法人の役員又は従業員のうち十分かつ適切な説明をすることができる者」と明確化します。これは、説明会の実施に当たっては、ワーキンググループ等での議論を踏まえ、説明の責任主体を明確化する観点から、再エネ発電事業者本人の出席を求めるという趣旨を踏まえたものです。 再エネ発電事業者が、説明会の開催について、委託等により他者に代理させることはできません。また、再エネ発電事業者がSPCである場合は、当該SPCの代表者が説明をするなど、当該SPC自身が主体となる形で説明が行われることが必要です。
85	再エネ発電事業者における説明者全員が現地会場で説明するのではなく、その一部の者がオンラインで参加してもよいか。また、周辺地域の住民についても、例えば、再エネ発電事業の実施場所に隣接する土地・建物所有者について、オンラインで参加することも認めるべき。	再エネ発電事業者のうち主たる説明者や質疑応答に対応する主たる者や周辺地域の住民については、十分かつ適切なコミュニケーションを図る観点から、対面での参加が必要です。ただし、補足的に説明を行う者や、質疑応答に補足的に対応する者について、オンライン会議ツールを使用して遠隔地から参加することを妨げるものではありません。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
86	市町村の担当者については、事業者と周辺地域の住民の間のパイプ役として重要な存在であり、「説明会に出席することができる」とするのではなく、「説明会に出席することを基本とする」などとすべき。	説明会の実施に当たっては、ワーキンググループ等での議論に基づき、説明会における説明の責任主体を明確化することが重要です。このため、事業者が法人の場合は、法人の役員又は従業員のうち十分かつ適切な説明をすることができる者が出席して説明することことを必須として求めた上で、地域の実情を踏まえた対応を図る観点から、市町村の職員が説明会に出席することができる旨を定めています。
87	説明会においては、説明者側で各分野の専門家を同席させ、専門的な質問に備えるべき。	また、再エネ発電事業を委託事業者に委託する場合には、説明会において十分な説明を実施するために、専門的・技術的知見を有する委託事業者等が同席し、補足的に説明することは有効な手段である旨を定めています。 なお、専門的・技術的知見を有する委託事業者等が同席するか否かにかかわらず、説明については、必要に応じて、説明を補足する図面やイメージ写真を活用するなど、一般の周辺地域の住民にとって分かりやすいものとする必要があります。
88	悪意を持って説明会を妨害する者の参加を抑止し、周辺地域の住民への正確な情報提供等を担保するためにも、周辺地域の住民は、運転免許証など、周辺地域の住民であることを証明できる書類の持参・提出が必要であるとすべき。	周辺地域の住民の説明会への参加については、①周辺地域の住民が受付において身分証明書等を呈示すること、②周辺地域の住民が出席者名簿に記名すること、③出席者のプライバシーに配慮した上で説明が録音・録画されることが前提となります。この点については、既に原案において明確になっていると考えています。
89	「「周辺地域の住民」が説明会に参加する場合は、受付において、身分証明書等・・・を呈示する」とあるが、身分証明書等を呈示できない場合(持参を忘れた場合を含む。)は、参加不可となる旨を明記すべき。また、出席者名簿への記名や録音・録画の承諾が説明会への参加の前提であり、これらに応じられない場合も説明会へ参加不可となる旨を明記すべき。また、周辺地域の住民の運転免許証等の住所変更がされておらず住所を確認できない場合や、高齢の住民の代理で家族が出席する場合の取扱いも明確化すべき。	「身分証明書等」については、本ガイドラインにおいて、「居住する者については運転免許証等の住所が分かるもの、土地／建物の所有者については登記簿謄本その他の公の機関が発行する書類」を指すことが明確化されています。 お尋ねの「高齢の住民の代理で家族が出席する場合」に関して、「周辺地域の住民」の法律に基づく代理権を有する者(成年後見人等)は、説明会に参加することができます。
90	「「周辺地域の住民」が説明会に参加する場合は、受付において、身分証明書等・・・を呈示する」とあるが、呈示を求めるがトラブルの原因になるのではないか。特に登記簿謄本の取得は、周辺地域の住民に過度な負担となる。このような対応が、再生可能エネルギーの地域との共生に資するのか、このガイドラインの原案を作った関係者は考え直すべき。	その上で、説明会等のFIT/FIP認定要件化の趣旨・目的は、再エネ発電事業の実施に当たり、事業者が周辺地域の住民への適切な情報提供を行い、再エネ発電事業の実施により生じ得る周辺地域への影響に関する地域の懸念に対応することで、再エネ発電事業に対する理解を促進し、その信頼を醸成して、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を図るところにあります。
91	「誠実な対応」の要素が記載されているが、開発に反対する住民や意図的に隣地を取得した競合他社等による妨害等も考えられるところ、説明事項に無関係の質問や営業秘密に関する質問など、回答が不可能な質問や不適切な質問には回答しないという対応で問題ないものとすべき。	この趣旨・目的を達成するためには、個別事業の状況や地域の実情を踏まえてきめ細かやかに対応することが重要であり、「身分証明書等」に係る更なる細部を本ガイドラインで定めることは、制度の趣旨・目的になじむものではありません。説明会等のFIT/FIP認定要件化の趣旨・目的を踏まえ、個別の事案に応じて対応されるべきものと考えています。
92	「「周辺地域の住民」からの質問等については、再エネ発電事業計画に反映することを真摯に検討すること」とあるが、貴重な意見として受け止め、真摯に検討さえすれば、反映までは義務ではないという点を明確化すべき。	説明会の議事等については、ワーキンググループ等での議論を踏まえ、「周辺地域の住民」の質問等に誠実に対応することなどを定めています。また、本ガイドラインにおいては、周辺地域の住民や事業者の予見性を確保する観点から、「誠実な対応」に含まれる要素を明示しています。さらに、「周辺地域の住民」からの質問等については、再エネ発電事業計画に反映することを真摯に検討する必要があることを明示しています。
93	説明会の透明性を確保するため、事業者から地域住民への手土産等は禁止すべき。	その上で、説明会等のFIT/FIP認定要件化の趣旨・目的は、再エネ発電事業の実施に当たり、事業者が周辺地域の住民への適切な情報提供を行い、再エネ発電事業の実施により生じ得る周辺地域への影響に関する地域の懸念に対応することで、再エネ発電事業に対する理解を促進し、その信頼を醸成して、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を図るところにあります。 この趣旨・目的を達成するためには、個別事業の状況や地域の実情を踏まえてきめ細かやかに対応することが重要であり、No.91～No.93の御指摘の点について、更なる細部を本ガイドラインで定めることは、制度の趣旨・目的になじむものではありません。説明会等のFIT/FIP認定要件化の趣旨・目的を踏まえ、個別の事案に応じて対応されるべきものと考えています。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
94	<p>質問募集フォームについて、要件はあるのか。①質問等の受付方法は、メール・郵送・インターネットなど、どのような形式でもよいのか。②再エネ発電事業者がSPCの場合、その密接関係者のWebページで実施してもよいのか。③説明会に参加した者(説明会における参加者名簿に氏名が記載された者)からの意見等に対応する必要がある旨を明示すべき。また、資源エネルギー庁で質問募集フォームのモデルを示すべき。</p>	<p>質問募集フォームにおける質問等の受付方法は、メール、郵送、インターネット又はこれらを組み合わせる方法から再エネ発電事業者が選択した形式とします。当該形式については、説明会において、提出先となるメールアドレス、郵送先又はURLを明示した上で、周辺地域の住民に周知する必要があります。また、責任主体を明確化する観点から、提出先となるメールアドレス、郵送先又はURLは、当該事業者のものである必要があります。御指摘を踏まえ、これらの点を本ガイドラインにおいて明確化することとします。</p> <p>質問募集フォームにおいて受け付ける質問等は、説明会に出席した「周辺地域の住民」のものである旨は、既に原案において明確になっています。</p> <p>質問募集フォームのモデルについて頂いた御意見は、今後の政策立案・制度執行の参考とさせていただきます。</p>
95	<p>質問募集フォームにおける質問等への回答は、「原則的に、開催案内を行う際に採用した方法と同じ方法で行うこと」とあるが、周辺地域の住民全員に回答しなくとも、説明会に参加した者のみにメール等で回答すれば十分ではないか。質問等の件数が僅少である場合などは、例外的な対応も認められるのか。開催案内の方法として許容されてるものであれば、当該説明会の開催案内時に採用しなかった方法で回答を行ってもよいのか。</p>	<p>事業者が質問等に回答する際には、個別の回答を各質問等提出者に対して行うのではなく、全体の回答をまとめたものについて、原則的に、開催案内を行う際に採用した方法と同じ方法で周知することとします。また、質問等が特に多い場合など、必要があるときは、再度説明会を開催して、作成した書面での回答をもとに、その内容を口頭で説明する方法により直接回答することとし、その説明会においては、回答内容を記載した書面を作成し、説明会において配布することとします。</p> <p>これは、質問募集フォームが、説明会における住民からの質問等への誠実な対応を担保するため、質疑時間超過後に残った質問等に対応することを目的としている点を踏まえたものです。</p> <p>「原則的に」との記載は、開催案内を行う際に採用した方法と同じ方法以外でも、開催案内の方法として許容されてるものであれば差し支えない点を念頭に置いたものであり、質問等の件数が僅少である場合の例外的対応を想定したものではありません。</p>
96	<p>録音・録画について、周辺地域の住民から拒否された場合の取扱いについて、本ガイドラインに明記すべき。</p>	<p>周辺地域の住民の説明会への参加については、①周辺地域の住民が受付において身分証明書等を呈示すること、②周辺地域の住民が出席者名簿に記名すること、③出席者のプライバシーに配慮した上で説明が録音・録画されることが前提となります。この点については、既に原案において明確になっていると考えています。</p>
97	<p>周辺地域の住民においても、事後的な紛争予防等の観点から、説明会の録画・録音を行うことが必要。周辺地域の住民が録画・録音を希望した場合に、事業者は拒否してはならないとすべき。</p>	<p>周辺地域の住民やメディアによる録音・録画については、他の周辺地域の住民のプライバシーに配慮する観点から禁止することとし、この点を本ガイドラインにおいて明確化します。</p> <p>なお、事業者による説明会の録音・録画については、①出席者(周辺地域の住民)の背面からの録画を求めると、②録画・録音は、説明会の開催状況に疑義が生じた場合に、資源エネルギー庁からの報告徴収等に応じて提出することを目的としているものであり、事業者が対外公表することはプライバシーの保護の観点から許容されないことなどについて、本ガイドラインにおいて明確化しています。その上で、FIT/FIP制度上も、周辺地域の住民の個人情報・プライバシーへの配慮を確保するため、再エネ発電事業者が説明会等の実施に当たって取得した周辺地域の住民に関する情報について、適切に管理及び廃棄することをFIT/FIP認定要件として加えることとします。</p>
98	<p>周辺地域の住民やメディアなど、再エネ発電事業者以外が説明会を録音・録画することは禁止する旨を明記すべき。</p>	
99	<p>再エネ特措法の対象ではない他の電源においても、20年などの相当な長期にわたって、発電事業者記録の保管を義務付けている例があるのか。そのような例がないのであれば、再エネ特措法の対象の電源だけに異常に長い保管期間を求めることはおかしい。事業者の負担を勘案し、保管義務を課すべきではない。</p>	<p>御指摘の録音・録画の保管は、説明会の内容に疑義が生じた場合に、事後的に検証を行うことを可能とするためのものです。具体的には、</p> <p>①事業者から提出された説明会概要報告書を認定後に公表します。</p> <p>②説明会での説明内容等につき疑義がある場合に、住民が資源エネルギー庁に対して通報を行うことができる通報フォームを整備します。</p> <p>③住民からの通報等を端緒として、事業者の申請内容に疑義が生じた場合には、資源エネルギー庁から事業者に対して報告徴収等を実施し、説明会の録画及び録音の提出を求めます。その際に再エネ発電事業者が客観的な証拠を提出できるよう、FIT/FIP認定の認定基準として、説明会の全景の録画及び録音と、その保管を求めます。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
100	「一回の説明会に多くの住民が参加すると、円滑な説明会の進行を図ることが困難となる場合が想定されることから、適切な規模で開催すること」とあるが、定量基準の範囲内に大規模集合住宅がある場合などは大規模会場を確保する必要があるのか。「適切な規模」や会場収容人数の目安を明確にすべき。また、準備した会場に入りきれない参加者がいた場合の対応についても明確にすべき。	御指摘の「適切な規模」については、ワーキンググループ等での議論を踏まえ、定量的な基準を定めることにより説明会がかえって形骸化するおそれもあることから、本ガイドラインにおいて、定量的な基準を定めていません。
101	説明会の議事・説明資料・質問募集フォームでの対応について、使用言語は日本語のみ(日本語以外の言語は不可)と本ガイドラインに記載すべき。日本語を理解できない外国人に対して、日本語以外で対応することは困難であるため。	その上で、説明会等のFIT/FIP認定要件化の趣旨・目的は、再エネ発電事業の実施に当たり、事業者が周辺地域の住民への適切な情報提供を行い、再エネ発電事業の実施により生じ得る周辺地域への影響に関する地域の懸念に対応することで、再エネ発電事業に対する理解を促進し、その信頼を醸成して、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を図るところにあります。
(9) 説明会を開催したことを証する資料に関する御意見【第3章第6節関係】		
102	「回覧板又は自治体広報誌(紙媒体)を活用した場合は、関係自治体の協力を得る等の方法により、対象となる居住者の範囲を、住所等で可能な限り特定した上で、明確化の上、提出すること」とされているが、自治体の協力を得る方法以外で、名簿を作成することは不可能である。したがって、事業者から提出させるのではなく、国から自治体に対して情報共有を行うよう指導すべき。事前周知措置に関する提出書類についても同様。	説明会を開催したことについては、FIT/FIP認定を受けようとする事業者が証すべきものと考えています。
103	周辺地域の住民のプライバシーを保護する観点や事業者の負担軽減の観点から、「開催案内を実施した「周辺地域の住民」の名簿」を提出書類とすべきではない。事前周知措置における「事前周知措置を実施した対象の名簿」についても同様。また、「説明会の出席者名簿」「(逐語での)議事録」の提出も事業者の負担が大きい。	説明会の開催案内は、ポスティングによる書面配布、戸別訪問による書面配布、回覧板への掲載又は関係自治体の公報若しくは広報誌(紙媒体)への掲載によることとしています。これらの手法は、対象となる周辺地域の住民の住所が特定されていれば、氏名等の情報がなくとも実施可能なものとなっており、「居住する者」が誰であるかを再エネ発電事業者が具体的に特定する必要はありません。
104	「事業者が提出した資料に虚偽が発覚した場合は、再エネ特措法上の要件を満たさないものとして、認定を行わず、又は認定を取り消すなどの厳格な対応を行う」とあるが、この「虚偽」とは意図的なものであり、誤記や意図的でない記載事項の欠落は含まないという理解でよいか。	この点に加えて、周辺地域の住民のプライバシーに配慮する観点から、開催案内に係る提出資料については、特定の住民の氏名を記載するのではなく、開催案内の対象となった周辺地域の住民の住所等が特定される形で記載されていることを求める形に本ガイドラインを修正しました。
(10) 事前周知措置の要件に関する御意見【第4章関係】		
105	「必要な情報を事業者自身が設置するインターネット上の主たるホームページに掲載し、当該主たるホームページのアドレス等を回覧板又は自治体広報誌に掲載する方法で、事前周知措置を実施すること」とあるが、再エネ発電事業者がSPCである場合、その密接関係者が設置するインターネット上の主たるホームページによる対応も認めるべき。	「説明会の出席者名簿」「議事録」については、ワーキンググループ等での議論を踏まえ、説明会を開催したことを確認するために必要な書類であると考えています。その際、「議事録」については、事務負担の効率化にも配慮し、逐語によるものを求める範囲は質疑応答の時間としています。
事前周知措置の責任主体を明確化する観点から、必要な情報が掲載されるホームページについては、当該事業者のものである必要があります。再エネ発電事業者がSPCの場合、当該SPCのホームページを設置し、その主たるホームページに掲載した上で、その密接関係者が設置する主たるホームページにリンクを貼るなどしつつ、当該SPCの主たるホームページのアドレス等を回覧板又は自治体広報誌に掲載する方法が考えられます。		

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
(11) 説明会等を実施すべき計画変更の内容に関する御意見【第5章第1節関係】		
106	<p>今回の措置は、新規のFIT/FIP認定にのみ適用されるものであり、既に認定を受けている、又は運転を開始している事業の変更認定時には適用されないという理解でよいか。特に、再エネ長期電源化・地域共生WGの「第2次取りまとめ」p.4に経過措置に関する記載があるので、運転開始済の太陽光発電については、変更認定時の説明会等のFIT/FIP認定要件化の対象外になるとの理解でよいか。</p>	<p>再生可能エネルギーの長期安定的な大量導入と事業継続に向けて、既設再エネへの再投資や事業集約を促進することは重要と考えていますが、当該再エネ発電事業の実施に当たって地域との共生が図られることが大前提となります。事業譲渡のように事業者が交代する場面などでは、新規で事業を開始する場合と同様に地域とのコミュニケーション不足によりトラブルが発生する事案が生じやすい点を踏まえ、認定事業者が変更となる場合を含め、再エネ発電事業に重要な変更があるときは、FIT/FIP認定を取得した時期や運転開始済か否かにかかわらず、変更認定時に説明会等の開催を求めることとしています。</p> <p>今般の措置は、説明会の開催等をFIT/FIP制度という支援措置を受けるための認定要件とするものであり、「規制」に該当するものではありません。また、事業譲渡を一律に禁止するものではなく、再エネ特措法、施行規則及び本ガイドラインに基づく全ての要件を充足する説明会の開催等がなされれば、FIT/FIP認定(変更認定)が行われ得るものであることから、事業者の営業の自由や財産権などの権利に対する過度な制約とはなっていません。</p> <p>今般の措置を含め、今後の再エネ特措法の運用・執行に当たっては、引き続き、関係者の事務負担の効率化に努めてまいります。</p> <p>なお、No.106の御意見において御指摘のワーキンググループの第2次取りまとめの該当箇所は、関係許認可取得に係る認定手続の厳格化に関する経過措置について記載された箇所であり、FIT/FIP認定要件化について記載された箇所ではありません。また、「事業譲渡、合併又は会社分割を原因として認定事業者を変更する場合」に相続等は含まないことは、既に原案において明確になっています。</p>
107	<p>既認定の再エネ発電事業について、相続・事業譲渡等に伴う認定事業者の変更の際に、説明会等の実施を求めるべきではない。かえって周辺地域の住民に不安や混乱を与えるおそれがある。再エネ発電設備以外の事業開発において、事業者の変更の際に説明会を求めている例はないのではないか。再エネ発電事業者自身が現地に常駐していることは稀であり、遠方の事業地まで出向いて説明会を開催するのは、事業者にとって過度な負担といわざるを得ない。事業者の事業実施を大幅に制約している。地域住民にとっても、「新規開発」こそが重大な関心事であり、建設後の事業譲渡時に説明会を求める意義は大きくない。事業譲渡のハードルを上げることで、放置・荒廃化を逆に促してしまう可能性も考えられるのではないか。少なくとも、他の制度も参考として、手続を簡素化等すべき。</p>	<p>FIT/FIP認定申請は、再エネ特措法第9条第1項において、「再エネ発電事業を行おうとする者」が行うこととされており、そもそも「再エネ発電事業を行わない者」から認定申請が行われることは想定されていません。</p>
108	<p>新規認定申請前の計画当初から事業者が事後的に変更となることが決まっている場合、新規認定申請前に行う説明会等においてその旨を説明すれば、変更時の説明会等を省略することはできないのか。例えば、認定取得後にSPCを設立する場合はどうなるのか。</p>	<p>改めて説明会等の実施を求める「再エネ発電事業者の変更」の詳細については、以下の点がワーキンググループにおいて議論されています。</p> <p>①事業譲渡等により再エネ発電事業者が変更となる場合、新規で事業を開始する場合と同様に地域とのコミュニケーション不足によりトラブルが発生する事案が多いことを踏まえ、変更認定の際に、改めて説明会等の実施を求めることとしています。</p> <p>②事業譲渡に加え、合併・会社分割や親族等への贈与(グループ内の企業同士で行うものも含む。)も含め、再エネ発電事業者を変更する場合には、再エネ発電事業者としての義務履行(例:関係法令遵守義務や地元自治体との協定等に係る義務等)の主体が交代する局面であるため、前述の趣旨を踏まえれば、改めて説明会等の実施を求めることが適切です。</p>
109	<p>合併や会社分割を原因として認定事業者を変更する場合、自益信託における信託契約の終了を原因として認定事業者を変更する場合、同一グループ内で認定事業者を変更する場合、SPCを設立して当該SPCに事業譲渡する場合などは、計画変更に伴う説明会等の実施対象外とすべき。合併や会社分割は、現行制度において変更認定事由となっていない。</p>	<p>こうした議論を踏まえ、合併や会社分割を原因として認定事業者を変更する場合、自益信託における信託契約の終了を原因として認定事業者を変更する場合、同一グループ内で認定事業者を変更する場合、SPCを設立して当該SPCに事業譲渡する場合などを含め、再エネ発電事業者を変更する場合には、改めて説明会等の実施を求めることとします。</p> <p>また、「譲渡人が破産した場合などの法令の手続に則って事業譲渡が行われる場合」とは、破産法等に基づく法定の倒産手続や、再エネ発電事業への融資を行った金融機関等による担保権の実行又は任意売却を契機とする事業譲渡を指しており、この場合においては、改めて説明会等の実施を求めることとします。破産法等に基づく法定の倒産手続や、再エネ発電事業への融資を行った金融機関等による担保権の実行又は任意売却を契機とする密接関係者の変更についても、同様に改めて説明会等の実施を求めることとします。</p>
110	<p>「競売手続において不動産等を取得したことを契機とする事業譲渡」とあるが、①具体的にはどのような場合を想定しているか。②p.29では「譲渡人が破産した場合などの法定の手続に則って事業譲渡が行われる場合」とあるが、当該箇所との異同を説明されたい。③併せて、p.29の「譲渡人が破産した場合などの法定の手続に則って事業譲渡が行われる場合」には、法的倒産手続のみならず、法定の手続に従った担保実行による不動産等の移転に伴う事業譲渡も含まれるのか。</p>	<p>その上で、No.110の御指摘を踏まえて再整理し、「競売手続において不動産等を取得したことを契機とする事業譲渡」(民事執行法等に基づく強制競売などについて、その手続の結果として不動産等を取得したことを契機とする事業譲渡を想定していました。)についても、前掲①②の趣旨が当てはまることから、変更認定の際には、「譲渡人が破産した場合などの法令の手続に則って事業譲渡が行われる場合」と同様に、改めて説明会等の実施を求めることとし、原案に所要の修正を加えることとします。</p>
111	<p>再エネ発電事業への融資を行った金融機関等による担保権の実行又は任意売却を契機とする事業譲渡は、説明会の開催対象となるのか。対象外とすべき。再エネ発電事業への融資を行った金融機関等による担保権の実行又は任意売却を契機とする密接関係者の変更についても同様。</p>	<p>その上で、No.110の御指摘を踏まえて再整理し、「競売手続において不動産等を取得したことを契機とする事業譲渡」(民事執行法等に基づく強制競売などについて、その手続の結果として不動産等を取得したことを契機とする事業譲渡を想定していました。)についても、前掲①②の趣旨が当てはまることから、変更認定の際には、「譲渡人が破産した場合などの法令の手続に則って事業譲渡が行われる場合」と同様に、改めて説明会等の実施を求めることとし、原案に所要の修正を加えることとします。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
112	<p>認定事業者の密接関係者を変更する場合に、説明会等の実施を求めているが、そもそも株主や社員の変更は、法人としての権利主体の変更を伴わないので変更に含まるべきではない。株主が個々の事業の運営に関わっているわけでもない。事業譲渡にとどまらず、密接関係者の変更まで説明会等の実施を求めるのは、会社法の原則や事業の実態から乖離したものである上に、あまりにも非現実的で過剰な要求であり、株式等の流通や投資回収の機会を過度に制約する。特に運転開始済の案件の密接関係者の変更により、周辺地域の住民に与える影響は極めて限定的であり、説明会等の開催を求めるべきではない。</p>	<p>事業譲渡のように事業者が交代する場面などに加えて、事業者自身は変わらない場合であっても、密接関係者が増える場合は、新規で事業を開始する場合と同様に地域とのコミュニケーション不足によりトラブルが発生する事案が生じやすい点を踏まえ、密接関係者が増えるときは、変更認定時に説明会等の開催を求めることとしています。</p>
113	<p>「密接関係者」の定義について、説明会の開催等の要否に関わる重大事項であるにもかかわらず、再エネ特措法施行規則において何ら定めず、ガイドラインにおいて定めている理由は何か。そもそも、再エネ特措法第10条第1項における省令への委任の範囲は、同法第9条第2項第3号から第6号まで又は第8号に掲げる事項のうち、重要な事項として経済産業省令で定めるものを変更しようとするときに限定されている。今般ガイドラインにおいて定義された「密接関係者」は、これまで事業計画の記載事項として何ら要求されておらず、いずれも同法第9条第2項第3号から第6号まで又は第8号に掲げる事項に該当しない。したがって、本ガイドラインで示された「密接関係者の変更」を変更認定事由とし、説明会の開催義務を課すことは再エネ特措法第10条第1項における委任の範囲を逸脱している。</p>	<p>今般の措置は、説明会の開催等をFIT/FIP制度という支援措置を受けるための認定要件とするものであり、「規制」に該当するものではありません。また、密接関係者の変更を一律に禁止するものではなく、再エネ特措法、施行規則及び本ガイドラインに基づく全ての要件を充足する説明会の開催等がなされれば、FIT/FIP認定(変更認定)が行われ得るものであることから、事業者の営業の自由や財産権などの権利に対する過度な制約とはなっていません。</p>
114	<p>現行制度において、密接関係者の変更は、変更認定事由とはなっていない。仮に、密接関係者の変更の際に説明会等の実施を求める場合には、密接関係者の情報を事業計画の記載事項として求めた上で、その変更の際に変更認定を受ける必要があるとする法改正を行う必要がある。そのような法改正及び事前の周知もない中で、社員等の変更の際に変更認定申請を求め、説明会等の開催を求めるのは、行き過ぎた規制であるとともに事前周知もない中でこのような変更を行う場合には社会的混乱も生じかねず、妥当ではないと考える。</p>	<p>「密接関係者」については、今般の措置に伴って、再エネ特措法施行規則を改正して同規則中にも定義を置くこととした上で、本ガイドラインにおいてその解釈を整理しているものです。「密接関係者」については、法第9条第2項第3号の「再生可能エネルギー発電事業の内容」に含まれる上、その点を前提に、今般の施行規則改正により、法第10条第1項の経済産業省令で定める重要な事項として明確に規定します。このため、法の委任の範囲を逸脱している、又は法改正を行う必要があるとの御指摘は当たりません。</p>
115	<p>現行制度においては、認定事業者の密接関係者の変更が行われても変更認定は不要である。そのため、認定事業者の密接関係者の変更が、2024年4月1日より前に行われた場合には、そもそも変更認定が不要であるため、説明会等の開催も当然に不要であると理解しているが、そのような理解でよいか。</p>	<p>密接関係者の変更は、現行制度では変更認定事由としておらず、2023年3月31日までの変更の手続は届出によることとなります。2024年4月1日以降の変更の手続は、変更認定によることとなり、その変更認定に当たって説明会等の開催が必要となります。</p>
116	<p>密接関係者の定義のうち、認定事業者が持分会社である場合の「認定事業者の社員」について、密接関係者から除外するか、例えば、代表社員、無限責任社員又は(出資金額が過半を超える)業務執行社員に限定すべき。社員の変更の際に都度説明会等の実施が求められると、事業者と周辺地域の住民の双方にとって負担が大きい。</p>	<p>密接関係者については、ワーキンググループ等における議論を踏まえ、業務を執行しているか否かという観点にかかわらず、当該認定事業者との関係性が密接な範囲を捉えるため、次の定義を本ガイドラインにおいて明確化しています。 ①認定事業者の社員(認定事業者が持分会社の場合) ②認定事業者に対する議決権の過半数を保有する株主(認定事業者が株式会社の場合) ③認定事業者に対する匿名組合出資のうち、その過半数の出資持分を保有する出資者 ④上記①～③の者の親会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に規定する親会社をいいます。)</p>
117	<p>「認定事業者に対する匿名組合出資のうち、その過半数の出資持分を保有する出資者」を「密接関係者」に含まるべきではない。匿名組合員は営業者の業務を執行することはできないという会社法の原則等と矛盾しているが、どのように考えているのか。発電事業に対して何ら権限をもたず、意思決定を行っていない匿名組合員が変更されたとしても、事業主体が変更されるものではなく、融資主体の変更のようなものであり、地域とのコミュニケーション不足によりトラブルが発生する事案にはなり得ない。説明会を実施することで、かえって地域の混乱を招く上に、事業者にとっての負担も多大となる。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
118	<p>「認定事業者に対する匿名組合出資のうち、その過半数の出資持分を保有する出資者」における「過半数」とは、匿名組合員の頭数ではなく、出資金額の過半数という理解でよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
119	<p>①(iv)の「親会社の変更」を「密接関係者」に含めるべきではない。「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の「親会社」は広範過ぎる。親会社に変更されたとしても、直ちに子会社の事業が変更されるものではなく、実質的な事業者の変更には当たらない事例も多い。再エネ事業会社について、親会社に変更となるようなM&Aが行われた場合などに、全国各地のプロジェクトで説明会の開催が必要となり、実務上の負担が大きく、合理性に欠ける。行き過ぎた規制であり、法第10条第1項の規定する「重要な事項」の範囲を超えるものではないか。</p>	<p>事業譲渡のように事業者が交代する場面などに加えて、事業者自身は変わらない場合であっても、密接関係者が変更となる場合は、新規で事業を開始する場合と同様に地域とのコミュニケーション不足によりトラブルが発生する事案が生じやすい点を踏まえ、密接関係者に変更があるときは、変更認定時に説明会等の開催を求めることとしています。</p> <p>今般の措置は、説明会の開催等をFIT/FIP制度という支援措置を受けるための認定要件とするものであり、「規制」に該当するものではありません。また、密接関係者の変更を一律に禁止するものではなく、再エネ特措法、施行規則及び本ガイドラインに基づく全ての要件を充足する説明会の開催等がなされれば、FIT/FIP認定(変更認定)が行われ得るものであることから、事業者の営業の自由や財産権などの権利に対する過度な制約とはなっていません。</p> <p>「密接関係者」については、今般の措置に伴って、再エネ特措法施行規則を改正して同規則中にも定義を置くこととした上で、本ガイドラインにおいてその解釈を整理しているものです。「密接関係者」については、法第9条第2項第3号の「再生可能エネルギー発電事業の内容」に含まれる上、その点を前提に、今般の施行規則改正により、法第10条第1項の経済産業省令で定める重要な事項として明確に規定します。このため、法の委任の範囲を逸脱しているとの御指摘は当たりません。</p>
120	<p>事業者の親会社(財務諸表等規則上の親会社。以下同じ。)としてA社が存在し、A社の親会社は存在しなかったとする。その後、A社が組織再編を行い、A社の親会社としてB社が新たに存在することとなったとする。この場合、A社もB社も、両者ともに事業者の親会社となるが、このような場合、B社が新たに発生したことが変更認定申請の対象になるということか。この点、事業者の親会社に該当し得る法人は一社に限らないところであるが、全ての親会社を捕捉する必要はない。例えば、①(iv)の「親会社の変更」について、「当該者について二以上の親会社が存在する場合には最上位の親会社に限る」などの限定を加えるべき。</p>	<p>密接関係者については、ワーキンググループ等における議論を踏まえ、当該認定事業者との関係性が密接な範囲を捉えるため、次の定義を本ガイドラインにおいて明確化しています。</p> <p>①認定事業者の社員(認定事業者が持分会社の場合) ②認定事業者に対する議決権の過半数を保有する株主(認定事業者が株式会社の場合) ③認定事業者に対する匿名組合出資のうち、その過半数の出資持分を保有する出資者 ④上記①～③の者の親会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に規定する親会社をいいます。)</p> <p>No.120の御意見においてお尋ねの事例について、B社が新たに発生したことは、密接関係者の変更として変更認定事由となります。</p>
121	<p>「認定事業者の密接関係者の変更」について、説明会の開催又は事前周知措置を実施を行わず、変更認定申請を行わなかった場合、再エネ特措法に基づきどのような措置がとられることとなるのか。業務執行社員の変更や合併、会社分割に伴う認定事業者の変更など、現在は事後変更届出事由とされているものに関して、どのようなサンクションを想定しているのか。</p>	<p>「認定事業者の密接関係者の変更」について、説明会の開催又は事前周知措置を実施を行わず、変更認定申請を行わなかった場合には、再エネ発電事業計画に従って再エネ発電事業を行っていないものとして、認定取消の対象となります。</p>
122	<p>再エネ発電設備の設置場所の変更については、計画変更に伴う変更認定時の説明会等を求めるべきではない。あるいは、縮減・削除する変更の場合は、説明会等を不要とすべきである。例えば、水圧管の一部の変更などにまで、説明会の開催を求めるのは過剰な規制である。また、2023年11月28日付の再エネ長期電源化・地域共生WG第2次取りまとめへの意見公募の実施結果では、資源エネルギー庁から、「削除された地番の周辺地域の住民にとっては、当初の説明会において当該地番において再エネ発電事業が実施される旨が説明されていることから、当該地番での事業が実施されなくなる旨についても適切に説明がなされるべき」との回答があったが、再エネ特措法に基づく説明会を実施していない事業(既存案件など)については、「当初の説明会」が存在していないため、「当該地番での事業が実施されなくなる旨」の説明は不要と考えるのが妥当ではないか。</p>	<p>2023年11月28日付の再エネ長期電源化・地域共生WG第2次取りまとめへの意見公募の実施結果で回答したとおり、認定後の地番の削除について、削除された地番の周辺地域の住民にとっては、当初の説明会において当該地番において再エネ発電事業が実施される旨が説明されていることから、当該地番での事業が実施されなくなる旨についても適切に説明がなされるべきと考えます。このため、地番の追加・変更する場合のみならず、地番を削除する場合についても、その削除の規模にかかわらず、変更認定に当たって説明会の開催等を改めて求めることとしています。</p> <p>また、上記の説明は、当初の説明会が開催された場合を想定して回答したのですが、当初の説明会が開催されていない場合であっても、再エネ発電事業の実施場所の変更という事業の根幹部分が変化する以上は、縮小の場合であっても、改めて説明会を実施し、周辺地域の住民と適切なコミュニケーションを図る必要があります。</p>
123	<p>FIT制度からFIP制度への移行については、改めて説明会を改正する必要はないことを明確に示されたい。</p>	<p>FIT制度の適用を受けている電源をFIP制度に移行させる場合について、法第10条第1項の重要な事項の変更には該当しないときは、FIP認定要件として説明会・事前周知措置の実施を求めるものではありません。御指摘を踏まえ、この点については、ガイドラインにおいて明確化します。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
(12) 計画変更に伴う説明会等の要件に関する御意見【第5章第2節関係】		
124	説明会等については、既存案件と新規案件で区別して要件を設定すべき。現在の記載内容では不明確である。	本ガイドラインにおいては、第5章として「計画変更に伴う変更認定時の説明会等」の章を設けて、既認定案件の説明会等の詳細を規定しており、既認定案件と新規認定案件がそれぞれ満たすべき要件については、既に原案において明確に区別されています。
125	事業譲渡の場合であって、譲渡前の状況を前提とすれば「再エネ発電事業の実施場所の敷地境界から100m以内に、当該事業者と同一の事業者等が実施する再エネ発電事業の実施場所がある場合において、それら事業に係る電源の出力の合計値が50KW以上になるときに該当する場合でも、譲渡後に当該要件に該当しなくなる場合には、説明会ではなく事前周知措置を行えば足りるのか。特に、2024年1～3月の期間に事業譲渡を行ったものなどについては、事業者の予見性を確保するために、手続を簡素化すべき。	説明会又は事前周知措置のいずれが必要となるかは、計画変更後の計画内容を前提に、第2章第1節の「説明会等を実施すべき再エネ発電事業」に規定されたルールによることとなります。
126	計画変更に伴う説明会等は、変更認定申請3ヶ月前までに実施することとされているが、変更が不認定となり、改めて計画を変更をしなければ変更認定が得られないような場合、再度変更認定を申請する3ヶ月前までに説明会等を実施する必要があるのか。その場合の取扱いをガイドラインに明確化すべき。	お尋ねの場合については、再度変更認定を申請する3ヶ月前までに説明会等を実施する必要があります。この点は、原案において既に明確になっていると考えています。
127	認定事業者の変更の際の説明会等については、FIT/FIP認定申請の3ヶ月前までに開催する必要はない。より短い期間でよい。変更に係る項目のみを説明するのであれば、周辺地域の住民の意見等に対応する期間を3ヶ月も設ける必要はない。説明会を通して周辺住民との合意形成がなされた時点で、早急に変更認定を求めた方がよいのではないか。	認定事業者の変更の際の説明会等についても、説明会における住民からの質問等を踏まえて、事業者が対応を検討するための十分な期間を確保することが必要であり、変更認定申請3ヶ月前までに実施することを求めることとします。
128	説明会等と事業譲渡の時系列を明確にすべき。説明会の開催案内→事業譲渡→説明会の実施→変更認定申請という時系列でも差し支えないか。事業譲渡から説明会の実施までに一定の期間を置く必要があるのであれば、その旨をガイドライン上に明示されたい。また、設備の工事期間中に事業譲渡の契約を締結する場合に、契約締結から説明会等の実施(又は変更認定申請の提出)までの間、工事を中止する必要はないとの理解でよいか。	認定事業者を変更する場合は、認定事業者の変更に係る契約の契約書締結後(こうした変更が対外的に発表される場合は、その発表後)、変更認定申請3ヶ月前のタイミングにおいて説明会等を実施することとしています。開催案内の時期については、説明会の開催予定日の2週間前までに実施することとし、契約書締結等との先後関係を本ガイドラインでは定めませんが、各事業者において、適時開示ルールとの関係等も踏まえて適切に対応してください。No.128の御意見の工事中止に係るお尋ねについては、No.48の御意見に対する考え方と同様です。
129	「認定事業者又は密接関係者の変更に係る契約の契約書締結後(こうした変更が対外的に発表される場合は、その発表後)、変更認定申請前のタイミングにおいて説明会等を実施すること」とあるが、説明会実施後に当該契約が解除となった場合は、譲渡元の事業者は再度説明会を実施する必要があるか。	説明会実施後に事業譲渡等に係る契約が解除となった場合、①既に当該事業譲渡に係る変更認定を受けている場合には、改めて説明会等を実施した上で、再度再エネ発電事業者を変更する変更認定を受ける必要があります。②また当該譲渡に係る変更認定を受けていない場合、特段の変更認定は不要であり、FIT/FIP認定要件として改めて説明会等を実施することが求められるものではありませんが、地域の住民と適切にコミュニケーションを図るように努めてください。
130	「計画変更に伴う説明会等において、再エネ特措法に基づく説明会等を過去に行っているかどうかに応じて、次の事項を説明すること」とあるが、再エネ特措法に基づく説明会でなくとも、自主的な説明会を行っていた場合は、周辺地域の住民の負担を軽減するためにも、説明項目及び説明事項の全てではなく、当該自主的な説明会から変更があった事項に係る項目のみを説明すればよいのではないか。	再エネ特措法、施行規則及び本ガイドラインに基づく全ての要件を充足するものであれば、FIT/FIP認定に当たって実施したものでなくとも、「既に再エネ特措法の要件を満たす説明会等を実施している場合」に該当します。 ただし、開催案内を行うための資源エネルギー庁のシステムは2024年3月にリリースを予定しており、そのリリース後でなければ、再エネ特措法、施行規則及び本ガイドラインに基づく全ての要件を充足する説明会はできない点に御注意ください。
131	「認定事業者の変更に伴う説明会には、原則として、旧認定事業者と新認定事業者の双方が出席すること」とあるが、譲渡人が破産した場合などの法定の手続に則って事業譲渡が行われる場合以外であっても、やむを得ない事情がある場合は、事前に資源エネルギー庁に相談し、認定申請に係る事業者が本ガイドライン等に則って説明を行うことを前提に、出席者を新認定事業者のみとすることが例外的に許容される余地はありうるとの理解でよいか。また、その場合に、そのような取扱いをしてよいか、事前に担当部局に照会・相談することは可能か。また、再エネ発電事業へのプロジェクトファイナンスを行った金融機関が、担保権を実行したことにより事業譲渡が行われる場合の取扱いを明確化すべき。	お尋ねの「原則として」との記載は、譲渡人が破産した場合などの法定の手続に則って事業譲渡が行われる場合を例外として想定したものであり、それ以外のやむを得ない事情を想定したものではありません。なお、「譲渡人が破産した場合などの法定の手続に則って事業譲渡が行われる場合」の詳細は、No.110及びNo.111の御意見に対する考え方をご覧ください。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
(13) 施行期日等に関する御意見		
132	経過措置について、内容及び要件を明示いただきたい。施行日前に事業譲渡等が完了した事業への遡及適用はないとの認識でよいか。2024年3月末までに譲渡が完了し、かつ、事業者変更の変更認定申請が完了しているものは、経過措置として、2023年度の現行法令に基づいて処理されるべき。	今般の説明会等のFIT/FIP認定要件化に関して設定する経過措置は、以下のとおりです。 ①2023年度の入札対象案件については、事業の予見性を確保するため、FIT/FIP認定の取得が2024年度となる場合であっても、FIT/FIP認定要件として説明会等を求めないこととする経過措置を設けます。 ②FIT/FIP認定の申請要件として取得を求める許認可(森林法に基づく許可等)が必要となる場合において、2024年4月1日前に許認可申請をしたときの許認可申請前の説明会、環境影響評価法又は条例に基づく環境アセスメントの対象となる場合において、2024年4月1日前に配慮書を作成したときの配慮書作成前の説明会については、FIT/FIP認定要件として説明会等を求めないこととする経過措置を設けます。
133	説明会等に係る規制を遵守するためには、認定申請の一定期間前からの対応が必要になる。2024年4月1日以後に認定を受ける案件に当該規制を適用することとすれば、施行日前から説明会等を開催する必要が生じるが、要件等が定まっていない中で、実施は不可能である。例えば、2024年度初回のFIP入札対象案件に係る説明会や、事業譲渡に係る変更認定申請時の説明会などについては、必要な経過措置を設けるべき。	事業譲渡を含めた再エネ発電事業者の変更等の計画変更に伴う変更認定については、ワーキンググループでの議論等を踏まえ、経過措置を設けず、変更認定が2024年4月1日以後となるものは、説明会等のFIT/FIP認定要件化の対象とします。
134	2023年度の新規及び変更認定申請の締切り(太陽光(10kW以上)、風力、水力、地熱)は2023年12月15日であり、事業譲渡等について、当該締切日までに変更認定申請がされなければ説明会の開催が必要となる旨が周知されたのは、同年11月22日だった。周知が不十分であり、不意打ちの制度変更である。さらに、2023年12月16日から2024年3月31日までの期間に実施された事業譲渡等については、旧制度の下で変更を行う機会が与えられておらず、新制度を適用して説明会の開催を求めることは、法の遡及適用である。一定の経過措置を置くことを求める。	今般の措置は、説明会の開催等をFIT/FIP制度という支援措置を受けるための認定要件とするものであり、「規制」に該当するものではありません。また、密接関係者の変更を一律に禁止するものではなく、再エネ特措法、施行規則及び本ガイドラインに基づく全ての要件を充足する説明会の開催等がなされれば、FIT/FIP認定(変更認定)が行われ得るものであることから、事業者の営業の自由や財産権などの権利に対する過度な制約とはなっていません。さらに、今般の措置は、施行日以降の変更認定に適用するものであり、遡及適用との御指摘も当たりません。
135	2023年度第4回のFIP入札にエントリーする案件について、FIT/FIP認定は2024年4月以降となるが、この場合について、FIT/FIP認定要件として説明会の開催を求めるものではない旨を示してほしい。	また、今般の措置については、2022年10月以降、ワーキンググループや国会といった公開の場において十分な審議を重ねてきたものであり、周知不足との御指摘は当たりません。さらに、2023年度の認定申請締切日については、2023年6月23日時点で既に公表されており、同年11月の注意喚起は改めて再周知を行ったものに過ぎず、この点においても周知不足との御指摘は当たりません。これまでに実施してきた徹底した周知・広報の詳細について、別添にて改めて整理してお示しますので、ご覧ください。
2. 廃棄等費用積立ガイドラインの改正案についての御意見		
136	廃棄等費用積立について、積立てを実施したとしても、実際には廃棄せずに撤退してしまう場合も考えられる。また、積立てを実際にしているかは届出でしか分からず、実際に実施しているか不明であるように思われる。撤去までを確実に実施させるものとしてほしい。	再エネ発電設備の廃棄等対策は、地域と共生した再生可能エネルギーの促進における重要な課題であり、2022年7月以降、再エネ特措法において、10kW以上の全ての太陽光発電設備を対象とする廃棄等費用積立制度を運用しています。この制度では、調達期間の後半10年間に於いて、原則として、廃棄等費用を源泉徴収的に電力広域的運営推進機関への外部積立てを求めています。
137	廃棄等費用積立については、細かい計算方法は理解困難だが、「10年間」という積立期間は短すぎる。また、積立ては外部の「推進機関」に対して行うこととされているが、「推進機関」に事業者が含まれていると事業者が倒産した際に、積み立てられた費用が消えてしまうことになりかねない。「推進機関」が完全な第三者により構成され、かつ、機関に積み立てられた資金が消えることがないようにされていることを示されたい。	廃棄等費用については、廃棄等に必要となる費用が10年間で積み立てられるように計算した額となっています。また、同機関は、経済産業大臣の監督の下にある認可法人です。引き続き、こうした制度を適切に執行していきます。
138	廃棄等費用について、廃棄等に関する施策だけを追求するのは不公平で偏っている。廃棄と同時に、調達期間終了後の継続的な利用を促進する政策を打ち出すべきで、資源エネルギー庁の政策はおかしく現実味に欠けている。	なお、関係審議会においては、再生可能エネルギーの長期安定的な大量導入と事業継続に向けた論点として、廃棄等対策と併せて、再生可能エネルギーの長期電源化に向けた事業環境整備等についても、検討を進めているところです。
139	新旧p.3に、「認定事業者は、変更認定を受けた上で太陽電池モジュールを更新し、設置していた従来の太陽電池モジュールを更新し、設置していた従来の太陽電池モジュールの取り外し・廃棄を行った後、適切な廃棄が行われたこと報告するために、産業廃棄物管理表(マニフェスト)の写しを提出しなければならない。」とされているが、「報告」及び「提出」の相手は誰か。	お尋ねの「報告」及び「提出」の相手は、申請先機関(50kW未満の太陽光発電設備はJPEA代行申請センター(JP-AC)、それ以外は各地方経済産業局)です。

※上記の他、体裁・配字・平仄・表現に関して頂いた御意見等については、御指摘を踏まえて、必要な修正をさせていただきました。

改正再エネ特措法の施行に向けた周知・広報の徹底

- 本WGの第2次取りまとめでは、今般の措置について、**パンフレット等も用いながら分かりやすく説明することが重要**である旨が取りまとめられている。現在、法施行に向け、**徹底した周知・広報**を行っているが、引き続き、丁寧な説明に努めていく。
- 改正再エネ特措法に基づく措置は、**本WGや国会といった公開の場において十分な審議を重ねてきたもの**。
 - 本WGにおいて、**2022年10月以降、計5回の議論を経て、2023年2月の「中間とりまとめ」**において、大枠をとりまとめ。これを踏まえ、**再エネ特措法の改正を含むGX脱炭素電源法案を国会に提出**。審議を経て、同年5月に成立。
 - その後、本WGにおいて、**2023年5月以降、計6回の議論を経て、2023年11月の「第2次取りまとめ」**において、制度の詳細設計を取りまとめ。
- 改正再エネ特措法に基づく措置に関しては、**①本WGの「中間とりまとめ」、②本WGの「第2次取りまとめ」、③施行規則の改正、④ガイドラインの新設の4回のタイミングでパブリックコメントを実施し、関係者の意見を聴く機会を確保**。
- 2023年10月の資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」のリニューアルに併せて、**今般の再エネ特措法の改正に関する特設サイトを設け、措置内容について説明**を行っているところ。また、**再エネ発電事業者向けに、パンフレット（ガイドブック）を作成し、説明会における説明事項や実施フローなどについて、図解を用いながら説明**を行っていく予定。
- **自治体向けには、2023年10月に「地域情報連絡会」を開催し、改正再エネ特措法の措置内容について説明**を行った。当該説明会には、**41都道府県・273市町村**の参加登録があった。今後も、**法施行に向けて、複数回の説明会（対面・オンライン）を開催し、自治体に御協力いただく際のポイントなどを丁寧に説明**していく。

【資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」】



資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」のトップページにリンクを設け、再エネ特措法の改正の特設ページに誘導

(参考) 改正再エネ特措法の施行に向けた周知・広報に関するタイムライン

関係審議会での議論
(再エネ長期電源化・地域共生WG)
審議会は全て公開

法律・省令告示の
制定スケジュール
国会審議は全て公開

制度運用に
関するスケジュール

関係省庁連携 再エネ発電設備規律検討会
2022年4月21日～全7回
同年10月7日提言取りまとめ

2022年10月17日

公開の審議会 (計5回)

- ・第1回: 2022年10月17日
- ・第2回: 2022年10月25日
- ・第3回: 2022年11月9日
- ・第4回: 2022年11月25日
- ・第5回: 2022年12月5日

第3回では以下の事務局案を提示

- ・ **事業譲渡の際に必要な変更認定申請においても、周辺住民への周知を求める**などの
 手続の強化を図ること。
- ・ **実質的支配者の変更など事業譲渡以外の場合においても一定の要件を満たす場合は
 同様の規制を適用する必要があること。**

中間とりまとめに対するパブコメ
(2022年12月9日～2023年1月10日)

中間とりまとめ (2023年2月10日)

- ・ **事業譲渡による変更認定**について、
 例えば**説明会開催等による事前周知を
 変更認定申請要件化**すべき。
- ・ **実質的支配者の変更など事業譲渡以
 外の場合においても、一定の要件を満た
 す場合は同様の規制を適用する**必要。

公開の審議会 (計6回)

- ・第6回: 2023年5月31日
- ・第7回: 2023年6月30日
- ・第8回: 2023年7月27日
- ・第9回: 2023年8月7日
- ・第10回: 2023年9月15日
- ・第11回: 2023年9月26日

第2次取りまとめに対するパブコメ
(2023年9月29日～2023年10月29日)

第2次取りまとめ (2023年11月28日)
改正後の制度の詳細設計を決定

公開の審議会

- ・第12回: 2024年1月25日 (報告)

再エネ特措法の改正を含む
GX脱炭素電源法案の国会提出
(2023年2月28日)

公開の国会審議
(衆議院・参議院)

再エネ特措法の改正を含む
GX脱炭素電源法案の国会成立
(2023年5月31日)

**2023年度の認定申請締切日
の公表**
(2023年6月23日)

認定申請締切日に関する
念のための注意喚起
(2023年11月)

施行規則 (省令) 案に対するパブコメ
(2023年11月28日～2023年12月27日)

ガイドライン案に対するパブコメ
(2023年12月22日～2024年1月21日)

2023年度の認定申請締切日
(太陽光 (10kW以上)・風力・水力・地熱)
(2023年12月15日)

施行規則・ガイドラインの公布
(2024年2月20日)

改正法施行日
(2024年4月1日)